

第3次中野市障がい者計画

(令和6年度～令和10年度)

中野市

誰もが自分らしく生き生きと

—みんなで支えあう地域づくりを目指して—



中野市は、「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」を平成27年に宣言し、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、みんなで支えあう地域福祉を目指し障がい者施策を推進してまいりました。

近年、少子高齢化や家族形態の変化が進み、地域のコミュニティ力の低下などが問題となっているなか、障がい者を取り巻く環境や生活スタイルは多様化し、地域での暮らしにも様々な影響が現れてきております。

障がい者を支える家族の高齢化もそのひとつですが、障がいのある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活を続けていけるよう地域づくりを更に進めていく必要があると考えております。

国においては共生社会実現のため、令和5年3月に「障害者基本計画(第5次)」を、長野県では令和6年度から6年間の障がい者施策を定めた「長野県障がい者プラン2024」をそれぞれ策定し、施策を推進しております。

中野市においては「障がいがあっても、自らの意思に基づき社会活動に参加するなど、自分らしく生き生きと安心して暮らせる地域」をつくるため、このたび社会情勢などの変化等を踏まえ、「第3次中野市障がい者計画」を策定しました。

本計画の目標の実現に向けて、障がい福祉サービス等の今後3年間の計画をまとめた「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(令和6年3月策定)」と連動させながら、地域の相互理解を深め、福祉サービスの充足と保健・医療・福祉・教育等の連携を一層進めていきたいと考えておりますので、市民の皆様をはじめ関係各位の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました中野市障がい者計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見等をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

中野市長 湯本隆英

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の基本目標	3
5 基本的視点	3
6 計画の推進体制	4
7 計画の策定方法	5
8 施策体系	6
第2章 現状と課題、施策の方向	8
1 地域生活の支援	8
(1) 相談支援体制の充実	8
(2) 福祉サービスの充実	9
(3) 地域生活の移行支援	11
(4) 生活の安定に向けた支援	13
(5) 福祉人材の養成・確保	13
2 社会参加の促進	15
(1) 社会参加の促進	15
(2) 就労支援の推進	16
(3) 情報コミュニケーション支援の充実	18
(4) スポーツ、文化芸術活動の振興	19
3 権利擁護の推進	21
(1) 障がい者(児)に対する理解の促進	21
(2) 権利擁護虐待防止の推進	23
4 安全で暮らしやすい地域づくり	26
(1) 誰もが暮らしやすいまちづくり	26
(2) 安全な暮らしの確保	27
5 切れ目のないサービス基盤の充実	29
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見	29
(2) 教育との連携	31
(3) 多様な障がいに対する支援	33
(4) 障がい児支援の推進	34

資 料.....	35
1 アンケート調査結果.....	35
(1) 意識調査の概要.....	35
(2) 意識調査結果の概要.....	36
(3) 意識調査結果.....	39
問1 性別.....	39
問2 年齢.....	39
問3 所有する障がい者手帳の種類.....	39
問4 中野市の暮らしやすさ.....	40
問5 毎日の暮らしの中で感じる不安や悩み.....	43
問6-1 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと 〔全体〕.....	45
問6-2 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと 〔身体障がい者(児)〕.....	47
問6-3 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと 〔知的障がい者(児)〕.....	49
問6-4 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと 〔精神障がい者(児)〕.....	51
問6-5 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと 〔年齢別〕.....	53
問7-1 障がい者(児)の施策について重要と感ずること〔全体〕.....	57
問7-2 障がい者(児)施策について重要と感ずること〔身体障がい者(児)〕.....	59
問7-3 障がい者(児)施策について重要と感ずること〔知的障がい者(児)〕.....	61
問7-4 障がい者(児)施策について重要と感ずること〔精神障がい者(児)〕.....	63
問8-1 運動・スポーツについて.....	65
問8-2 この1年間に運動・スポーツをしましたか.....	67
問8-3 運動・スポーツの頻度.....	68
問9 農業の仕事をしたと思いますか.....	70
2 障がい者(児)等の動向.....	71
(1) 身体障がい者(児).....	71
(2) 知的障がい者(児).....	75
(3) 精神障がい者(児).....	77
(4) 難病患者.....	77
3 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要領.....	78
4 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会名簿.....	79

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

市では、長期行動計画「完全参加と平等を目指して」（10か年障がい者計画）を平成5年に策定し、障がい者施策を推進してきました。ノーマライゼーション^{※1}の理念が徐々に市民の間に定着し、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れも大きく変化してきました。平成11年にこの計画の見直しを行い中野市障がい者計画を、またその後中野市と豊田村の合併等を踏まえ、平成24年度までを計画期間とする中野市障がい者支援計画を策定しました。平成25年度には様々な障がい者施策を推進するため「中野市障がい者計画」を策定し、以降障害者基本法に基づき国や県の動向を踏まえ、5年ごと見直しを行っております。

国においては、平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」、平成30年3月に国が障害者権利条約を批准後に策定した「障害者基本計画（第4次）」、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、基本理念として、「共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」と示されております。

障がい者に向けた福祉サービス提供等に関しては、平成18年10月に「障害者自立支援法」が完全施行され、身体・知的・精神の三障がいでは別々に実施されていたサービスが一元化されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、平成22年12月には、障害者自立支援法の一部改正により、利用者負担について応能負担の原則や相談支援体制の強化等が盛り込まれ、平成25年4月には「障害者自立支援法」を全部改正し、「障害者総合支援法」として施行、難病等の方々も障がい福祉サービス等が利用できるようになりました。令和4年12月には、障害者総合支援法等の一部改正が行われ、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備など6つの項目が示されております。

県では、県民一体となって「共生社会」の実現に向けた取組をさらに加速させるため、令和6年度から6年間にわたる県の障がい者施策の基本となる「長野県障がい者プラン2024」を策定しました。

このような状況の変化と、既往計画がその期間を終えたことから、市では新たな障がい者計画を策定するものです。

※1ノーマライゼーション：障がい者に対して特別視せず、誰もが社会の一員であるといった捉え方

2 計画の位置付け

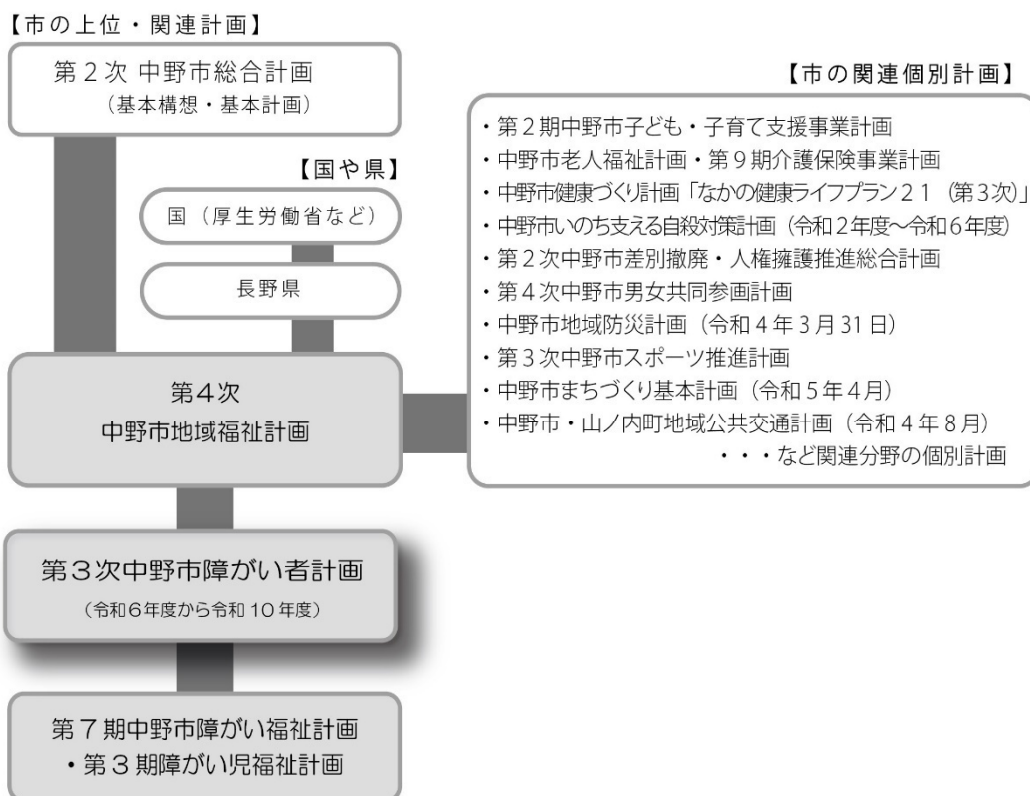
この計画は、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画であり、国の障がい者基本計画、及

び県の障がい者計画を踏まえつつ、策定するものです。

◆障害者基本法第11条の3（抜粋）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

なお、障がい者福祉分野では、本計画のほか、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」が策定されています。同計画は、障害者総合支援法に基づく計画であり、障がい福祉サービスの提供等に関する項目が位置づけられています。（同計画は、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」のもとで定期的に改定をしております。）



3 計画の期間

この計画の目標年度は、令和6年度から令和10年度までの5ヵ年計画とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

◆計画の期間

年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
第3次中野市障がい者計画	□ 策定	■	■	■	■	■					
次期計画(予定)					□ 見直し	□ 見直し	■	■	■	■	■
アンケート調査 ↑						↑ 計画策定					

4 計画の基本目標

障がい者施策は、全ての人々が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものであります。

共生社会は、行政や民間団体・企業、地域住民等全ての社会構成員が、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことにより、初めて実現するものです。

また、全ての障がい者(児)が、障がい者(児)でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自己選択と自己決定のもとに、社会のあらゆる活動への参加、参画を可能とするためには、その活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障がい者(児)自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。

中野市障がい者計画は、そのようなバリアフリー、ノーマライゼーション、インクルージョン^{※2}の社会実現のための施策を総合的に推進するにはどのようにしたらよいかを考え、策定し、実行していくことを目標としています。

※2 インクルージョン：障がいがあっても、地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会のこと

5 基本的視点

○ 地域での自立した生活への支援

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していけるように、必要とする人にできる限り適切な支援ができるよう、また、就労をはじめとする多様なニーズに応じることができるよう施策展開を図ります。

○ 安心して暮らせる生活基盤の確保

障がい及び障がい者(児)に関する理解を深めるとともに、障がいを理由とした不利益な扱いや虐待を受けることがないよう、障がい者(児)の権利を擁護する取組を進めます。

また、障がい者(児)の安全確保等を図るために、災害時はもとより日頃から、障がい者(児)一人ひとりに対する地域での支え合いを支援します。

○ 誰もが暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者(児)を取り巻く、心理的、物理的などの様々な障壁を取り除き、安全で暮らしやすい生活を確保するために、障がいの有無にかかわらず、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの特性に応じた情報提供や情報保障に関する施策を充実するとともに、障がい

者(児)が文化・スポーツ等の様々な分野で活動できるよう社会参加の促進を図ります。

心のバリアフリーの推進と共生社会づくりを目指して、様々な交流体験や情報共有を通じ「社会モデル」の地域への浸透、障がいのある人とない人の交流機会拡大、相談事案の市民との共有、パラ学（長野県内の学校で進めているプロジェクト）等を通じ児童期から親への啓発等推進します。

○ 保健医療・福祉・教育・労働等の連携強化

国際生活機能分類（ICF）^{※3}の考え方をもとに、障がいを個人の問題と捉えず、障がいの原因となる疾病の予防、治療、リハビリテーション、障がい児の早期療育、特別支援教育、就労支援など、障がいの内容、性別やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の環境を整備するために、保健医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を図ります。

※3 国際生活機能分類（ICF）：（International Classification of Functioning, Disability and Health）2001年にWHO（世界保健機関）で制定され、障がいを単に個人に属するものではなく、身体的な障がいや健康に関することに環境因子や個人因子が複雑に絡み合っ、相互作用しているとする考え方とその分類。

6 計画の推進体制

○ 計画の推進体制との連携

計画の推進において、市民参加の推進と地域の関係機関・支援組織・施設等の地域資源の有効活用、計画実施における人材の育成と資質向上、幅広い分野における関係機関との連携が重要となります。

特に、社会福祉協議会、民生児童委員、障がい福祉サービスの提供事業者、ボランティア団体などによる支援、地域住民の協力や地域との関わり合いなどが大切であり、計画の実施と実現のためには、それぞれが我が事の視点から連携し役割を果たしていくことが必要です。

また、障がいのある人を支えていくためには、支援関係職員の人材確保が重要であり、人材育成と資質向上の取組も必要です。

障がいのある人の支援施策について、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連し、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関、国、県との連携を強化し、一人ひとりの障がい特性やライフステージに応じた、総合的かつ継続的な支援を推進します。

北信地域の課題やニーズに対応するため、北信地域障がい福祉自立支援協議会において、協議を進め、課題解決や進捗管理を実施していきます。

7 計画の策定方法

これまでの中野市障がい者計画や、国の障がい者基本計画及び県の障がい者プランを基本としながら、社会情勢など障がい者(児)を取り巻く環境の変化を踏まえて見直しを行い、今後の課題や新たな施策を目標として加えるものとします。

策定にあたっては、福祉関係団体、サービス提供事業者等の代表者ならびに市民を代表する委員からなる策定委員会において検討を行いました。

また、計画策定の基礎資料として、障がい者(児)の実情を把握する目的で、市内に在住する身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方々に対して、アンケート調査を行いました。

(策定委員会の開催状況等)

年 月	項 目	内 容
令和5年 7月13日	策定委員の推薦依頼	15者(社会福祉事業者8者・社会福祉団体7者)
8月22日	計画策定業務委託契約	(株)みずず総合コンサルタント長野営業所
9月12日	策定委員就任依頼	13者13名(社会福祉事業者8者8名・社会福祉団体5社5名)
9月11日～9月29日	アンケート内容検討	
9月27日	第1回計画策定委員会	正副委員長の互選、計画策定概要、アンケート調査について
10月5日～10月27日	アンケート調査実施・回収	
10月16日～11月20日	アンケート調査集計	35ページ以降のとおり
令和6年 1月12日	第2回計画策定委員会	計画素案について
2月5日	第3回計画策定委員会	計画案について
2月13日～3月8日	パブリックコメント	
3月末	計画決定	

8 施策体系

本計画における障がい者福祉の施策体系は次のとおりとなっています。

1 地域生活の支援

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 地域生活の移行支援
- (4) 生活の安定に向けた支援
- (5) 福祉人材の養成・確保

障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、支援します。

2 社会参加の促進

- (1) 社会参加の促進
- (2) 就労支援の推進
- (3) 情報コミュニケーション支援の充実
- (4) スポーツ、文化芸術活動の振興

就労や生きがいなど、障がい者の社会参加を促進します。

3 権利擁護の推進

- (1) 障がい者に対する理解の促進
- (2) 権利擁護・虐待防止の推進

障がい者の権利を守り理解を促進します。

4 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1) 誰もが暮らしやすいまちづくり
- (2) 安全な暮らしの確保

安全な生活環境づくりを進めます。

5 切れ目のないサービス基盤の充実

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見
- (2) 教育との連携
- (3) 多様な障がいに対する支援
- (4) 障がい児支援の推進

きめ細かい支援の充実に取り組みます。

◆本計画におけるSDGs※4の取組

本市では、SDGsの目標を十分に踏まえ、政策・施策の推進に取り組んでいます。
本計画はSDGsの定める10の目標につながるものであり、本計画の基本理念及び目的を実現することで、国際的な目標の達成に貢献していきます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

※4 SDGs (エス・ディー・ジーズ) :

平成 27 年 (2015 年) 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (行動計画)」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標 (=Sustainable Development Goals) の略です。

持続可能な世界を創出するために、令和 12 年 (2030 年) までに全ての国や地域で取り組むべき「17 の目標」と、それを達成するための「169 の具体的な取組内容」、取組の成果を計るための「232 の指標」で構成されています。

「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、達成にむけて全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

第2章 現状と課題、施策の方向

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

①身近に相談できる体制づくり

【基本方針】

身近な地域で、生活の困りごとからサービス利用の手順など、様々な相談に応じられる体制の充実を図ります。

ライフステージや障がいに応じた保健、医療、福祉、教育、就労等の専門機関と連携した相談支援体制を構築します。

【現状と課題】

- 市役所担当部署、相談支援専門員、民生児童委員等の相談窓口が多くありますが、よくわからないといった声や障がい者(児)から十分に活用されていないのではという意見もあります。
- 相談支援機関には、ライフステージや障がいに応じた専門的な知識が求められ、専門機関との連携をさらに深めていくことが必要とされています。
- アンケート調査では、暮らしやすいまちになるために必要なこと〔年齢別〕について、全体では、「日常生活支援」が最も多く、次いで「総合的な相談体制の充実」、「生活できる家や施設、設備の充実」の順でした。

【施策の方向】

- ・ 保健師や社会福祉士や手話通訳者の配置を継続し、専門性のある相談支援体制を確保します。また、市役所担当部署の窓口のほか、障がいのある人の生活全般にわたる相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 民生児童委員が地域の身近な相談役となるよう研修の機会を確保し、行政等との連携を図ります。
- ・ 福祉サービスや制度などの情報を、様々な障がい特性に応じた方法で、わかりやすく伝えていきます。また令和5年度から導入している長野県遠隔手話通訳サービスなどにより、新たなニーズに対応していきます。
- ・ 社会福祉法人に北信6市町村合同で相談支援事業、相談支援機能強化事業、基幹相談支援センター業務を委託し、地域課題の把握と障がいのある人やその家族の総合相談窓口として機能の充実を図ります。
- ・ 北信6市町村では、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターに地域生活支援拠点等事業を委託し、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域あんしんコーディネーターを配置し、常時連絡体制と緊急時対応の機能を確

保します。また、親亡き後の地域での自立した生活を見据え、相談事業とひとり暮らし体験ができるように支援します。

②施設、病院等からの地域移行の充実

【基本方針】

住み慣れた地域での生活を望む障がいのある人のニーズに応じた相談体制を構築し、日中活動の場の確保、充実を図ります。

精神科病院の長期入院障がい者(児)の地域移行支援、地域定着支援を推進します。

医療的ケアを必要とする在宅の重症障がい者(児)が地域で安心して暮らしていくために、医療的ケア児^{※5}支援の協議の場と連携し、医療的ケアが必要な重症心身障がい者(児)が利用できる医療型短期入所事業所の確保を目指します。

【現状と課題】

- 地域で生活する障がいのある人が増えていることから、安心して生活を送るための日常生活支援や相談体制の充実が必要です。
- 精神科病院からの退院支援などについて、個別ケースごとに検討し、基幹相談支援センターが関わりながら必要な対応を行っています。

【施策の方向】

- ・ 地域で安心して生活することができるよう相談体制、権利擁護体制の確立を図ります。
- ・ 自立支援給付のほか、地域生活支援事業の地域活動支援センターなど日中活動の場の提供、充実に努めます。
- ・ 地域や自宅に帰れない、難病や障がいの重い方については、引き続き施設、病院等と連携し、安心して生活を送るための日常生活支援や相談体制の充実を図ります。
- ・ 精神障がいのある人の日中の居場所づくりのために社会福祉法人へ委託し、デイホームの運営を継続します。

※5 医療的ケア児：生活する上で人工呼吸器などの医療機器を使ったり、鼻から入れた管や胃ろうで栄養をとったり、日常的に様々な医療的ケアが必要な子どもたちの総称。

(2) 福祉サービスの充実

①在宅福祉サービスの充実

【基本方針】

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護、就労支援等の日中活動サービスを提供します。

平成25年4月1日から難病患者が障害者総合支援法の対象となり、利用者のニーズに合ったサービス量の確保、サービス提供者側の支援体制の向上などに努めています。

【現状と課題】

- 障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービスが再編されましたが、地域資源の不足により、サービスの利用につながらなかったり、規定のサービスに当てはまらない人もいます。
- 単独での外出や移動が困難な障がいのある人のために、地域生活支援事業における移動支援事業や、インフォーマルなサービス等により、移動や余暇活動の支援の充実が求められます。
- アンケート調査では、暮らしやすいまちになるために必要なこと〔年齢別〕について、全体では、「日常生活支援」が最も多く、年代別では、20～39歳と40～59歳で1番目、0～19歳で2番目でした。

【施策の方向】

- ・ 社会福祉法人、NPO法人や民間団体と連携し、障がいのある人のニーズに合わせたサービスを提供できるよう推進します。
- ・ 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの成果目標を掲げサービスの充足に取り組みます。また、在宅福祉事業や地域生活支援事業のサービス量を見込み、その確保を目指します。
- ・ 地域資源の掘り起こしを行い、インフォーマルなサービスにより、障がい者(児)の地域生活の支援や充実を推進します。
- ・ 障がい福祉サービスの自立生活援助を活用するなど、居宅で生活する障がい者(児)に、定期的な巡回訪問等の相談対応により、居宅における自立した日常生活を営むための必要な支援を行います。

②施設の在り方の見直し

【基本方針】

障がいのある人が住み慣れた地域で施設を利用できるよう、生活介護事業所、作業所を含めた就労施設の整備を図るとともに、障がい種別を越えて相互利用を進めます。

障がい者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け、その活用を図ります。

【現状と課題】

- 障がい児の放課後等、学校以外の時間における健全な活動の場について支援しています。障がい児の様々なニーズに応じた活動の場の充実が求められています。
- 義務教育年齢の重症心身障がい児の入浴資源について課題があります。
- 市が運営を委託している障がい者デイサービスセンター「いこいの里」、指定管理により運営を委託している精神障害者社会復帰施設「りんごの木共同作業所、ぴあワーク就労支援施設」について、老朽化が進み、今後のあり方を検討する必要があります。

【施策の方向】

- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会と協力し、インフォーマルなサービスを含めた障が

い児福祉サービスの資源を開拓します。

- ・ 市が所有し運営を委託している障がい福祉施設について、集約化も念頭に入れ、今後のあり方を検討していきます。

③サービスの質の向上

【基本方針】

サービスの質の向上のために、サービス提供者への研修・学習の機会が保障される必要があります。

現在利用しているサービス等について、当事者や家族を含めた評価や反省、振り返りなど事業の検証が必要です。

苦情は、サービスの質の向上を図るうえで重要な情報であるため、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保しながら解決し、サービスの向上につなげます。

【現状と課題】

- 障がい種別により多様な相談が寄せられています。
- ライフステージや障がいに応じた、より専門的な知識が求められています。
- 障がい福祉サービスの充実が図られている中で、法定サービスの間隙を埋めるインフォーマルなサービスが求められています。

【施策の方向】

- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会と協力し、サービス提供者の支援レベル向上のための研修会等の開催について支援します。
- ・ 自立支援協議会の活動により地域課題の検討・協議を行うとともに、個々のニーズを地域の課題として捉え集約し、施策状況及びサービス提供状況を検証しながら新しい制度・支援へとつなげていく仕組みを構築します。
- ・ 医療的ケア児に対応するための訪問入浴サービスを実施しており、今後も継続していきます。

(3) 地域生活の移行支援

①施設等から地域生活への移行の推進

【基本方針】

障がいのある人の意向を尊重し、入所（院）している方の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた自活能力を高めるための施策を推進します。

「障がい者(児)は施設に」という認識を改めるため、保護者、関係者および市民の地域福祉への理解を推進します。

【現状と課題】

- 啓発・広報等により、障がいに対する理解の促進を図っています。
- 障がいがあってもグループホームなどを利用して、地域で自立した生活を送ることを希

望する障がい者(児)が増加しています。

- 家庭介護者の高齢化、親亡き後を心配し施設入所を希望する人、退所・退院を拒む人も少なくありません。
- アンケート調査では、障がい者(児)が抱える不安や悩みについて、身体障がい者(児)は、「自分の健康に関すること」が1番目、次いで「福祉・保健サービスに関すること」、知的障がい者(児)は、「親が亡くなった後のこと」が1番目、次いで「福祉・保健サービスに関すること」、精神障がい者(児)は、「収入や家計に関すること」が1番目、次いで「自分の健康に関すること」となる回答数でした。

【施策の方向】

- ・ 病院や施設から、直接地域での暮らしを始めるには不安があるため、関係機関と連携しながら、障がいがある人の能力等に応じて地域移行支援計画書を作成し、グループホーム等での宿泊体験により、スムーズな地域移行を図ります。
- ・ 年金以外の収入を得られるよう就労支援を行うほか、自活能力の向上を図り、地域生活の継続が可能となるよう地域定着支援を推進します。
- ・ 親が高齢となり介護が必要となる前に、子どもの自立に向けたサービスや支援に繋がるよう、相談事業やひとり暮らし体験などの取組を推進します。

②住居の確保

【基本方針】

障がいのある人が地域での生活を継続できるよう、住宅環境の整備が必要です。

障がい者支援施設等に入所している人、精神科病院に長期入院している精神障がいのある人の地域移行・地域定着のため、生活の場となるグループホームの開設について支援します。

【現状と課題】

- 施設入所者、長期入院の精神障がいのある人だけでなく、在宅生活を送っている人でグループホームへの入居を希望する人が増えています。
- 新たに開所するグループホームはありますが、入居を希望しても必ずしも希望どおりに入居できない状況があります。
- 障がい者(児)の重症化・高齢化に対応できる日中支援型グループホームについて、北信地域にはまだ事業所はありません。

【施策の方向】

- ・ 身体障がいのある人の在宅での生活を継続するために、必要な住宅改修費の補助を継続します。
- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会で検討を継続し、新たな資源の確保に努めます。

(4) 生活の安定に向けた支援

①経済的自立の支援

【基本方針】

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援します。

障がい年金など個人の財産については、障がいのある人が成年後見制度等を利用して適切に管理できるよう支援します。

【現状と課題】

- 市内には、障害者総合支援法による就労移行支援施設がなく、また、就労継続支援施設もニーズに対し充分でないため、市外の施設へ通う障がい者(児)が多くなっています。
- 企業側の障がい理解、障がい者自身の仕事の適性を考えるためにも企業での実習は必要となります。企業の協力により実習先は増えつつあるものの、まだ充分とは言えない状況にあります。
- アンケート調査結果では、障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔年齢別〕について、年代別では、0～19歳と20～39歳で「就労・雇用」が1番目でした。また、障がい者(児)の施策について重要と感ずること〔全体〕について、「福祉手当の支給などの経済的支援の充実」が1番目でした。

【施策の方向】

- ・ 就労継続支援施設について、B型からA型へのステップアップや、一般就労への移行により障がい者(児)の自立を更に推進していきます。また、障がい者(児)等の雇用拡大のため、企業への障がい理解の促進と、障がい者雇用に係る国の企業助成制度等の周知について関係機関と連携して推進していきます。
- ・ 障がい者就労施設等の工賃アップのため、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がいのある人の多様な就労機会の確保と自立を推進します。
- ・ 障がいのある人は収入を年金・手当に頼っていることも多いことから、安定した生活を保障するために手当等の充実を促進します。

(5) 福祉人材の養成・確保

①専門職種の養成・確保

【基本方針】

社会福祉の専門的相談、支援、介護等に従事する者の質的、量的充実を図ります。

【現状と課題】

- 障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、保健、医療、福祉サービスの担い手

が必要であることから、障がいのある人を支える多様な職種の養成やその活動の充実が求められています。

【施策の方向】

- 専門性の向上のため、自立支援協議会の部会活動などの研修会に参画するとともに、ライフステージや各種障がいに応じた保健・福祉・医療の問題に的確に対応するための研修会などの開催に協力し、専門性の向上を支援します。
- 問題解決のための知識や技術、情報等を広げるべく圏域や県単位での支援体制の構築に向けて協力します。

2 社会参加の促進

(1) 社会参加の促進

①自立及び社会参加の促進

【基本方針】

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、身体機能または生活能力の維持・向上のための訓練を提供します。

障がいのある人が社会の一員として地域で共に生活することができるようにし、その生活の質的向上が図られるよう、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援、運転能力の確保など社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。

【現状と課題】

- 地域において、障がいの程度にかかわらず、生きがいを持ち充実した生活を送るために、個々のニーズに応じた日中活動の場の確保・充実がますます求められています。
- コミュニケーション手段の確保のため、手話通訳者、要約筆記者などの人材育成の必要があります。
- アンケート調査では、障がい者(児)の施策について重要と感ずること〔全体〕について、「何でも相談できる窓口など相談体制の充実」と「交通の利便性の確保」が2番目でした。

【施策の方向】

- ・ 障害者総合支援法による地域生活支援事業のうち、市が実施するコミュニケーション支援、移動支援、運転免許取得費助成等の事業を充実させ、障がいのある人の社会参加の支援を図ります。

②余暇活動の支援

【基本方針】

生きがいを持ち充実した生活を送るためには、余暇活動も重要な要素です。イベント等に参加するだけでなく、障がいのある人が自らの希望をもとに企画・立案・実施に関わることができるように支援することも必要です。

【現状と課題】

- 障がいのある人の中には、余暇の楽しみ方、見つけ方がわからない方も多くいます。また、利用している施設の行事以外の情報が少なく、選択肢が限られています。

【施策の方向】

- ・ 社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出について、困難を感じる障がいのある人も多いことから、様々な文化・レクリエーション活動等に気軽に参加できる

環境整備とともに、住み慣れた地域における交流促進も含めて参加機会の確保に努めます。

- 身体、知的、精神障がいのある人による連絡協議会の交流事業に対して支援します。

(2) 就労支援の推進

①障がい者雇用率制度を柱とした施策の推進

【基本方針】

障がい者雇用率制度は、障がい者の雇用促進策の根幹となる柱であり、障がい者に自立や社会参加の機会を提供する強力な後ろ盾となる制度です。今後とも当該制度を中心として、障がい者雇用の一層の促進を図っていきます。

ハローワーク等の就労・雇用に関する関係機関と協力し、企業に対する啓発活動の充実を図るとともに、雇用管理のノウハウの情報提供に努めます。

【現状と課題】

- 障がい者が自立し、社会参加していく上で就業は大きな役割を持つことから、合理的配慮の提案に関する企業の理解を促進し、障がい者が安心して働けるような環境を整えていく必要があります。
- 障がい者雇用に関する助成金制度の周知など、各関係機関が連携して雇用側への支援も行っていく必要があります。
- アンケート調査では、障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔年齢別〕について、年代別では、0～19歳と20～39歳で「就労・雇用」が1番目でした。また、障がい者(児)の施策について重要と感ずること〔全体〕について、「働く意欲のある人への就労支援の充実」が5番目と少なからず回答がありました。

【施策の方向】

- 国の障害者トライアル雇用事業^{※6}等の支援制度について、公共団体を含む事業主に対し周知を行うとともに、「中野市中高年齢者等雇用促進奨励金交付事業」の利用促進を進め、障がい者の雇用促進を図っていきます。
- 雇用分野において、障がいのある人とない人との均等な機会及び待遇の確保が図られるよう関係機関と連携し、雇用側に働きかけをします。
- 障がい者雇用に関する国のガイドラインを遵守し、障がい者雇用率制度の適正運用について推進します。
- 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」（障がい者総合支援法等の一部改正により創設）について検討し、ハローワークとの連携について研究します。

※6 障害者トライアル雇用事業：ハローワークの職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障がい者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行の可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

②障がい特性に応じた就労支援

【基本方針】

精神障がい、発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。
情報通信技術（ICT）を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進するために、障がい者向けの職業訓練を実施します。

【現状と課題】

- パソコン等の利用・活用が障がい者の働く機能を引き出し、経済的自立を促す効果は大きいことから、その活用による職業能力の開発を促進する必要があります。

【施策の方向】

- ・ 中高職業訓練協会に委託している障がい者のためのパソコン講習会を充実するなどして、情報通信機器の活用による就労機会の拡大を図ります。

③雇用、保健福祉、教育との連携

【基本方針】

障がい者の雇用促進を効果的に行うため、障がい者の職業生活全般にわたり福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら施策を推進します。

【現状と課題】

- 障がい者の自立を促進するため、個々の適性に応じた就労が可能となるように、障害者総合支援法に基づく自立訓練や就労移行支援等を活用するなど、就労に向けた一層の支援が求められています。

【施策の方向】

- ・ 障がい者の住み慣れた地域において就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施し、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を推進します。

④雇用への移行を進める支援策の充実

【基本方針】

障害者トライアル雇用事業等の活用、就労施設等における支援、特別支援学校の在学中から卒業後までを通じた支援等により、雇用への移行の促進を図ります。

一般就労を希望する障がい者に対し、障害者総合支援法による就労移行支援を活用し、就業促進に努めます。

【現状と課題】

- 特別支援学校卒業後、就労移行支援を活用する障がいが増える見込みであり、就労移行支援を実施する事業所が市内にはなく、市外にも事業者が少ない状況です。

【施策の方向】

- ・ 特別支援学校などから、就労継続支援B型事業所を目指す方には、北信圏域で行うこととしている就労アセスメント事業による就労支援を行います。
- ・ 農福連携推進事業で、就労継続支援A型事業所の支援を行います。
- ・ 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、就労支援事業所等と連携し、職場の見学や実習などの確保拡大を図ります。
- ・ 就職してからも職場に定着できるよう、障がい者就業・生活支援センターや職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の周知を図ります。
- ・ 就労定着支援として、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導および助言等の必要な支援を行います。

（3）情報コミュニケーション支援の充実

①情報バリアフリー化の推進

【基本方針】

障がいのある人もない人も、平等に情報が得られることが必要です。生活情報や制度利用のための情報など、必要最低限の情報を得ることができるよう施策を推進します。

【現状と課題】

- 情報が、障がいのある人に届かない等の情報格差により、公共サービスの平等な利用ができない場合があります。
- 情報の伝達には、障がいの特性に応じた個別の配慮が必要です。

【施策の方向】

- ・ 障害者総合支援法による地域生活支援事業において情報・意思疎通支援用具を給付し、障がいのある人の情報受信を支援します。
- ・ 公共施設等へのピクトサイン（案内用図記号）の設置や写真による案内など、視覚支援の充実を図ります。

②情報提供とコミュニケーション支援体制の充実

【基本方針】

コミュニケーション障がい等の様々な障がいのある人は、それぞれに応じた配慮が必要ですが、まだ効率的な方法が確立していない状況であり、コミュニケーション方策について検討し

ます。

公共サービスにおいて、音声や点字などで情報提供を図ります。

【現状と課題】

- 手話通訳者を設置しています。
- 手話通訳、要約筆記の派遣事業を実施していますが、派遣内容が決められており、利用できないことがあります。
- 聴覚障がいのある人が気軽に相談できる窓口を充実させる必要があります。
- 各種会合や広報紙などで、知的障がいのある人への社会参画を意識した配慮が不十分な場合があります。
- 手話ができる人が限られており、拡大が必要です。

【施策の方向】

- ・ 障害者総合支援法による地域生活支援事業において情報・意思疎通支援用具を給付し、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。
- ・ 手話通訳・要約筆記者の養成講座を開催し、人材を確保するとともに、障がいのある人がコミュニケーションできる環境の整備に努めます。

(4) スポーツ、文化芸術活動の振興

①スポーツ、文化芸術活動の振興

【基本方針】

障がいのある人が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、利用しやすい施設や設備の整備を促進し、指導員等の確保を図ります。

文化芸術活動の公演・展示等において、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を行うとともに、県障がい者芸術・文化祭への参加を推進します。

【現状と課題】

- 障がい者スポーツ大会の情報提供や大会参加への支援を行い、障がい者(児)のスポーツ活動の機会を確保しています。
- 福祉ふれあいセンター等において、イベントや講座を開催し、交流とふれあいの場の創出を図っています。
- 中山晋平記念館・高野辰之記念館など公共施設の入館料等について、身体・知的・精神障がい者(児)の統一した減免措置を実施しています。
- アンケート調査では、障がい者(児)の施策について重要と感ずること〔全体〕について、「誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」が全体25項目のうち下から2番目と、決して高い回答数ではありませんでしたが、スポーツ習慣や文化活動を通じて健康増進や交流機会を確保していくことは大変重要であると考えます。また、運動・スポーツの関心等について、コロナ禍の影響をみると、5年前の前回調査と運動、スポーツの関心の割合を比較したところ、7.3ポイントの増となっており、コロナ禍が原因で関心

が落ち込んだという状況は確認できませんでした。今回の結果では、知的障がい者(児)では、スポーツをすることに関心があり、精神障がい者(児)は、スポーツをすることにあまり関心を持たない傾向が伺えます。

【施策の方向】

- 長野県障がい者スポーツ協会や関係団体と連携し、障がい者スポーツ・レクリエーションの指導者の確保・充実を図り、障がい者スポーツの充実に努めます。
- 障がい者(児)が気軽に文化芸術活動に親しむことができるようなイベントや講座の開催に努め、また、啓発・広報活動の充実により、できるだけ多くの人に参加できるような機会の創出に努めます。
- 令和9年には第27回全国障害者スポーツ大会が長野県で開催されることから、各種イベントなどを活用し、関係機関と協力しながら、より多くの人々がスポーツに親しめる機会の提供、環境づくりに努めます。

3 権利擁護の推進

(1) 障がい者(児)に対する理解の促進

①啓発・広報活動の推進

【基本方針】

障害者基本法の「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、行政はもとより企業、NPO法人等の民間団体との連携による啓発活動を推進します。

市のホームページや広報紙、ケーブルテレビ、地域新聞等のメディアの協力を得て、市民へ理解促進のための広報を計画的かつ効果的に実施します。

障がい者週間等の各種行事を中心に一般市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層への啓発を推進します。

【現状と課題】

- 啓発・広報等により、障がいに対する理解の促進を図ってきたところですが、依然として偏見などの「心の壁」があることから、障がいを理由に差別や偏見の目で見られることなく、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、障がいに対する理解を促進する機会の充実により、市民への理解促進を図っていくことが必要になります。

【施策の方向】

- ・ 「障がいのある人とない人が等しく基本的人権を尊重され、生活や活動において平等な選択の機会が確保される共生社会」の実現に向け、誰もが障がいについて正しい知識を持つことができるよう、積極的に情報提供し、啓発に努めます。
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックや身体障がい者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な活用に必要な配慮等について周知を図ります。
- ・ ヘルプマーク（義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としている人が、周囲に知らせるマーク）の普及に取り組みます。

②福祉教育等の推進

【基本方針】

小中学校等において、交流や体験学習を通じた福祉教育を進め、障がいについての理解を深めます。

福祉講座や講演会など生涯を通じた福祉教育の実施に向け、障がいの理解促進につなげていきます。

保健福祉事務所、更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター等の福祉、保健サービスの実施機関と連携しながら、地域住民への啓発・広報を展開します。

【現状と課題】

- 障がいのある人に対する理解を深めるため、学校と障がい福祉施設利用者との交流、福祉体験学習を通じ、ボランティア意識や思いやりと助け合いの心を育てる福祉教育を実施していく必要があります。
- 多様な障がい特性、障がいのある人への必要な合理的配慮を理解して、手助けや配慮ができるよう生涯学習でも福祉教育を実施する必要があります。
- アンケート調査では、障がい者(児)の施策について重要と感ずること〔全体〕について、「医療・保健・福祉・教育の連携強化」が3番目となる回答数でした。

【施策の方向】

- ・ 幼少期からの福祉教育や交流活動の充実を図り、障がいや障がい者(児)への一層の理解の浸透に努めます。

③行政サービス等における配慮

【基本方針】

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい理解の促進に努めるとともに、障がいのある人がその権利を円滑に行使できるように配慮します。

【現状と課題】

- 障がいのある人が地域において安心して生活するためには、行政機関の職員等の障がいに対する理解が不可欠です。
- 行政機関の事務・事業の実施について中野市では、内閣府の「障害者差別解消法（令和6年4月改正施行）」に基づき制定した「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成28年3月策定）」を遵守し、障がい者(児)が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をすることとしております。
- アンケート調査では、障がい者(児)の施策について重要と感ずること〔全体〕について、「差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実」は、全体25項目のうち多い方から11番目と少なからず回答がありました。また、自由意見の中で、行政窓口のわかりやすさや対応の丁寧さを求める意見が多くありました。

【施策の方向】

- ・ 行政機関の職員等に対する障がい理解を促進するため、必要な研修を実施するとともに、窓口等における障がいのある人への合理的配慮を徹底します。

④ボランティア活動の推進

【基本方針】

児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

【現状と課題】

- 障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、保健、医療、福祉サービスの担い手とともに、地域住民による支え合いが必要であることから、障がい者(児)を支えるボランティアの養成や、その活動の充実が求められています。

【施策の方向】

- ・ 中野市社会福祉協議会での活動など、ボランティア活動を支援するとともに、各種の情報発信を行い、意識の啓発に努めます。
- ・ 信州あいサポート運動等を活用し、障がいのある人に対して自然に手助けすることができる人材の育成に努めます。

⑤障がい者差別解消支援地域協議会を組織

【基本方針】

北信地域障がい福祉自立支援協議会内に、「北信圏域障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、障がい者差別を解消するために関係者が話し合う場をつくり、障がいを理由とする差別に関する相談および当該相談を通じた事例を踏まえた差別解消の着実な取組を推進します。

【現状と課題】

- 障がいのある人に対する差別を解消する必要があります。

【施策の方向】

- ・ 協議会を通じて、障がいがある人に対する差別事案を検証し、差別のない地域をつくりま

す。

(2) 権利擁護虐待防止の推進

①権利擁護の推進

【基本方針】

障がいのある人の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な方に対応する日常生活支援事業、成年後見制度など障がいのある人の権利擁護に関する事業および財産管理を支援するシステムの利用の促進を図ります。

障がいのある人の虐待防止に努め、人権、生活の安全、財産を守ります。

【現状と課題】

- 中野市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業において、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、助言や情報提供、日常的な金銭管理や通帳等の預りなど利用者が安心して自立した生活を送れるよう努めています。
- 成年後見制度は浸透しつつありますが、北信圏域で設置した「北信圏域権利擁護センター」とともに、成年後見制度の周知をさらに進める必要があります。

- 中野市障がい者虐待防止センターを設置し、障がい者(児)の虐待の予防と早期発見および養護者への支援に努め、虐待件数を限りなく減らしていく取り組みが必要です。
- 親が病気や認知症になり子と立場が逆転すると、子の親に対する虐待や困窮世帯化することが懸念されます。(重い障がいを抱える人々の8050問題※7)
- 重い障がいを抱える人々の8050問題は、親の寿命を迎える直前まで介護するケースが多く、一方利用者の重度・高齢・病弱化と医療的ケアの必要性が高まり、施設は地域に向けてさらなるセーフティーネット機能の強化が求められています。親は重い障がいを抱える子どもを自身が最後まで守るという意識が高く、施設入所を断るケースがみられます。
- アンケート調査では、障がい者(児)の施策について重要と感ずること〔全体〕について、「施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取り組み」は、全体25項目のうち多い方から10番目、「自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実」は多い方から12番目と少なからず回答がありました。

【施策の方向】

- ・ 障がいのある人の権利侵害等に対応するため、福祉制度や福祉サービスに係る権利擁護システムの活用を促進します。
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画に基づいた利用促進を図ります。
- ・ 障がいのある人やその家族だけでなく、地域の人々に虐待の予防、早期発見を啓発し、障がいのある人の安定した生活や社会参加を助けるために虐待の防止に取り組みます。
- ・ 重い障がいを抱える人々の8050問題に対しては、住み慣れた地域の生活支援拠点づくり、ライフステージに沿った支援体制の強化や切れ目のない支援ネットワークの構築、早い段階から相談や支援につながるコミュニティづくりを推進します。

※7 8050問題：ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難から生活の困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。「職場になじめなかった」、「病気」、「就職活動がうまくいかなかった」など社会的に弱い立場の人が孤立すること。

②雇用の場における障がいのある人の人権の擁護

【基本方針】

企業等において雇用差別や、使用者による障がい者虐待など障がいを理由とした人権の侵害を受けることがないように、適切な措置を講じていきます。

【現状と課題】

- 企業内における役員および職員の人権教育の向上を図るため、以前から実施してきた市企業人権教育推進協議会の活動を助成し、また、会員企業あて資料の送付を行い啓発に努めています。

【施策の方向】

- 使用者や職場内での障がい者虐待を防ぎ、障がい者(児)の人権や権利を擁護するため、障害者虐待防止法の一層の周知徹底を図ります。

4 安全で暮らしやすい地域づくり

(1) 誰もが暮らしやすいまちづくり

①住宅、建築物のバリアフリー化の推進

【基本方針】

障がいの特性や障がいのある人のニーズに対応した適切な設備・仕様への改造を推進します。

また、多くの方が利用する建築物について、円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進します。

公共施設等について、誰もが利用できるよう配慮したバリアフリー化を推進します。

【現状と課題】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの充実のほか、バリアフリーに配慮した公営住宅の整備や住宅改修費用の助成の推進など、自立した生活ができる住居の総合的施策を一層充実していく必要があります。
- アンケート調査では、暮らしやすいまちになるために必要なことについて、身体障がい者(児)では、「道路や建築物等のバリアフリー化」が2番目、「生活できる家や施設、設備の充実」が3番目に多い回答数でした。知的障がい者(児)と精神障がい者(児)からも少なからず回答がありました。

【施策の方向】

- ・ 「中野市障がい者・高齢者にやさしい住宅改良促進事業」、「中野市障がい者等日常生活用具給付事業」等により、自立した生活ができるよう住宅改修にかかる費用の助成をします。
- ・ 障がい者(児)など全ての人が安心して行動できるように、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した環境整備を推進します。
- ・ 県が実施する信州パーキングパーミット制度（公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦の人など歩行が困難な人に県内共通の「利用証」を交付する制度）の普及・啓発を推進します。

②交通バリアフリー化

【基本方針】

道路については、歩道の整備や歩行者等を優先するエリアの形成等を通じて、誰もが安全で安心して歩行できるようバリアフリー化を図ります。

また、公共交通機関の利用が困難な人に対するの移動手段の確保については、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、福祉有償運送の活用を含め適切な対応を図ります。

さらに、全ての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、バリアフリー情報の統一的な提

供や障がい特性に配慮した情報提供を推進するとともに、交通バリアフリーの普及・啓発活動の展開により、市民の理解の浸透を図ります。

【現状と課題】

- 障がいのある人の行動範囲拡大のために、障害者総合支援法による同行援護（ガイドヘルパー）のほか、気軽に外出できる環境づくりが必要です。特に、バス・鉄道路線以外の地域では以前から交通手段の確保が課題となっています。
- やさしい地域づくりを総合的に推進する中で、障がいのある人に配慮した環境整備を推進するとともに、交通弱者の交通手段の確保として、社会福祉法人等による福祉有償運送サービスや地域住民の支え合いによる移動支援などについて検討していく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 全ての人々が安全に歩くことができるよう「やさしい歩道づくり事業」により、歩道の環境整備に努めます。
- ・ 安全かつ安心して外出し移動できるよう、道路環境のバリアフリー化等、障がいのある人に配慮した構造に心掛けるとともに、横断歩道の安全な横断ができるよう、関係機関と連携した取組を行います。
- ・ 社会福祉法人等による福祉有償運送サービスを支援します。また、各地域におけるボランティア移送を支援するための仕組みなどについて検討します。
- ・ 誰もが使いやすい道路にするため、移動の妨げとなる看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の撤去について、指導・啓発を進めます。

（２）安全な暮らしの確保

①防災対策

【基本方針】

大規模な災害発生時には、地域で暮らす障がい者(児)などは、情報の入手や自力での避難が困難で大きな被害を受けると想定されます。

災害対策基本法が改正されたことから、「中野市障がい者等防災・避難マニュアル」及び「中野市災害時支援制度」を見直し、再度、安全で迅速な避難体制を確立する必要があります。

【現状と課題】

- 多くの障がいのある人が災害時等緊急時に自分だけでは動けないといった不安を感じています。

【施策の方向】

- ・ 災害対策基本法に基づき、災害時において、より支援の必要な「避難行動要支援者名簿」を作成し提供することで、平常時から災害発生に備え、避難支援等関係者との連携を深めていきます。

- ・ 自ら避難することが困難で支援が必要な方には、個別避難計画の作成を支援します。
- ・ 障がいの特性を踏まえ、多様な情報伝達手段の確保に努めます。
- ・ 一般の避難所では対応困難な障がい者(児)のために、障がい特性を理解し、受け入れをする福祉避難所を確保していきます。
- ・ 普段から緊急時や災害時における連絡体制や支援内容について、地域で暮らす障がい者(児)や家族、地域関係者に周知を図るとともに、模擬訓練参加により不要な不安を除去するように努めます。
- ・ 洪水時・土砂災害時避難確保計画に基づく避難ができるよう、避難訓練の充実を図ります。

②防犯対策

【基本方針】

近年、情報化社会が進んでいることから、障がいのある人もインターネット等の犯罪に巻き込まれるケースや悪徳商法の標的となり被害にあうケースが増えているため、地域における住民と警察署による防犯・防災ネットワークの確立に努め、防犯知識の普及及び事故時における障がいのある人への援助に関する知識の普及に努めます。

【現状と課題】

- 適切な支援者がいないことで、障がいのある人に正確な情報が伝わらず、理解できずに被害に遭う状況もあります。
- 障がいのある人がわかりやすい情報提供と学習の機会を作る必要があります。

【施策の方向】

- ・ 消費者被害に関する学習など、障がいのある人や関係者を対象とした啓発を行います。
- ・ 障がいのある人や家族への見守りを強化するとともに、成年後見制度の活用や、法テラスなどの利用周知を図ります。

5 切れ目のないサービス基盤の充実

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見

①障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期治療

【基本方針】

母子保健や生活習慣病予防等により、障がいに対する早期の対応をはじめ、障がいの原因となる疾病の予防を図ります。また、「中野市健康づくり計画」に基づく健康づくりの推進に努めます。

【現状と課題】

- 高齢化の進展に伴い、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。また、生活スタイルも多様化し、個別のニーズに合わせた保健指導が必要です。
- 健康寿命のさらなる延伸を目指すには、若いうちから生活習慣の見直しなどを通じて健康を増進し、疾病の「予防」に重点をおいた対策が重要であり、子育て世代への生活習慣病予防に向けたアプローチを充実させていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 各種健(検)診は、リスクの早期発見による疾病等の発症予防や、重症化予防の機会として重要です。
- ・ 各種健(検)診の受診率を高めるとともに、必要に応じて保健指導を行い、適切な治療へ結び付けることで疾病の重症化予防を図ります。また母子保健法による各種健診を実施し、医療機関や障がい者総合相談支援センター等と連携し、相談体制の充実に努めます。

②障がいの早期発見

【基本方針】

「中野市健康づくり計画」の推進等により、妊産婦、新生児および乳幼児の健康診査、学校における健康診断等の適切な実施と活用を図り、障がいの早期発見に努めます。

【現状と課題】

- 妊婦一般健康診査、先天性代謝異常検査、乳幼児健康診断等、母子保健事業の充実と受診率の向上を図っています。

【施策の方向】

- ・ 1歳6カ月児健診、2歳児健診、3歳児健診における臨床心理士の相談支援体制の充実に努めます。

③障がいに対する医療、医療的リハビリテーション

【基本方針】

障がいとなる疾病の早期発見と療育は、その後の障がいの軽減や発達への影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場の確保を図り、障がいに対応した発達を支援します。

骨、関節、感覚器などの機能障がいおよび高次脳機能障がいなど、回復が期待されるものについては、医療的リハビリテーションの確保を図ります。

人工透析が必要な慢性腎不全や難治性疾患など、継続的な医療が必要になる人に対しては、医学的相談体制の整備や保健・医療サービスの充実を図ります。

【現状と課題】

- 障がいのある人が自立した生活を送るために、関係機関と連携し、リハビリテーションの充実や重症化予防のための保健指導に努めていく必要があります。

【施策の方向】

- ・ 障害者総合支援法に基づき、自立支援医療（更生医療・育成医療）や補装具費の支給について、適切に実施します。
- ・ 母子通園訓練施設「いちご学園」の利用促進を図り、医師、理学療法士等による療育指導に努めます。

④心の健康づくりと精神疾患の早期発見・治療

【基本方針】

市民の心の健康づくりと精神疾患の早期発見・早期治療について、相談窓口の周知・啓発と正しい知識の普及を図ります。

【現状と課題】

- 各年代において、心の健康を保つための関心を高め、自ら対応できる知識等の普及を図るため、関係機関と連携し推進していくことが必要です。
- うつ病は誰もが発症する可能性があり、自殺の多くはうつ病が背景にあるとも言われていることから、病気を理解し早期に対応する予防対策が必要です。また、こころの健康は、その人をとりまく状況や環境に大きく左右されることから、社会的な取組が求められています。自殺対策を支える人材の育成、ライフステージに合わせた相談窓口の周知、地域ネットワークの強化等も必要です。
- 精神疾患の早期発見、治療、再発防止のため、保健福祉事務所・医療機関等と連携を図りながら、より一層の治療環境の充実に取り組む必要があります。

【施策の方向】

- ・ こころの病気に対する理解と適切な対応について普及啓発し、関係機関と連携しながら推進します。
- ・ こころの健康相談等の各種相談事業を実施し、ひとりで抱え込むことがないよう、こころ

の不調の早期対応にあたります。また相談窓口の周知・啓発を行います。

- ・ こころの不調についての理解やセルフケアについて、情報提供や知識の向上を図ります。
- ・ 自殺予防の知識、ゲートキーパーについての情報を発信し、ゲートキーパー養成講座を実施します。
- ・ 庁内外の関係機関と連携を図りながら、ハイリスク者（自殺未遂者、自死遺族、うつ病等）への支援を行っていきます。

（２）教育との連携

①早期からの一貫した相談支援体制の整備

【基本方針】

発達に応じた支援を行うため、関係機関が適切な役割分担のもと連携し、一人ひとりのニーズに対応して適切な支援を行います。

乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応について、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性に鑑み、これまでの教育・療育施策を活用し、障がいのある子どもと保護者に対し乳幼児から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の構築を図ります。

【現状と課題】

- 小中学校は、特別支援コーディネーターを中心とした校内教育支援委員会を設置し、適切な教育相談を進めるとともに、市教育支援委員会と連携し適切な支援に努めています。
- 乳幼児期については保健師や保育士が相談に応じ、支援しています。

【施策の方向】

- ・ 教育、福祉、保健、医療等関係機関との関係者会議を開催するなど密接な連携を図り、一貫した相談・支援体制を整備します。

②就学期の支援

【基本方針】

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指し、個別の教育的ニーズに応えるため、多様で柔軟な仕組みや、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、「多様な学びの場」を確保します。

【現状と課題】

- 早期からの教育・就学相談や、就学後の継続的な相談支援を行い、家庭や関係機関と連携した教育支援に努めています。

【施策の方向】

- ・ 個別の教育的ニーズに応えるため「多様な学びの場」を整備するとともに、家庭や関係機関と連携した教育支援体制の充実に努めます。

③指導力の向上と関係機関との連携の充実・多様化

【基本方針】

学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築により、一人ひとりの教員および教育に関わる専門職員の教育・療育・相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。

【現状と課題】

- 障がいの特性に応じて、教育内容や方法等に配慮し、特別支援学校などと連携を図っています。

【施策の方向】

- ・ 障がいのある子どもに対し、一人ひとりにあった適切な教育的支援を行うことができるよう、教員等関係者の専門性の向上を図ります。
- ・ 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築のため、連絡会議や研修会等を定期的に開催し連携を強化します。
- ・ 教職員への障がいのある子どもに係る福祉制度の周知を進め、資質向上に努めます。

④社会的及び職業的自立の促進

【基本方針】

障がいのある子どもが、進路を主体的に選択できるよう、子どもの実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からキャリア教育の充実を図り、就労支援に努めます。

また、後期中等教育（特別支援学校高等部・高校など）及び高等教育（大学など）への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実を図るとともに、在宅で生活する重症心身障がい児(者)に対し、適切な医療的リハビリテーションや療育を提供し、日常生活動作等にかかわる療育を行うほか、保護者等に療育等に関する理解を深めるための支援を行います。

【現状と課題】

- 学校では障がいのある子どもたちへの正しい理解と協力が得られるよう研修会へ積極的に参加しています。また、個々の子どもの能力・才能を伸ばす教育課程の工夫を行っています。
- 特別支援学校高等部に協力し、一般の会社や就労センター、共同作業所などでの見学や実習を通して、社会での理解と協力が得られるよう研修会の伝達に努め、支援の一層の充実を図っています。

【施策の方向】

- ・ 障がい特性により、対人関係に問題のある生徒に対し、生活技能訓練（SST）を実施し、学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ 障がいのある子どもの健全育成のための放課後等デイサービス事業給付の実施などによ

り、障がいのある子どもの自立促進や健全育成を図ります。

- ・ 保護者等に療育等に関する理解を深めるための支援として、相談窓口、情報提供、保護者同士の交流の場等の推進に努め、専門家による保護者への相談支援等を実施します。

⑤施設のバリアフリー化の促進

【基本方針】

教育・療育施設において、障がいの有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けることができるよう公共的な施設等のバリアフリー化を推進します。

障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加えて情報学習を支援する機器・設備等の整備を推進します。

【現状と課題】

- 学校施設のバリアフリー化を推進するため、施設の整備点検を行っています。
- 全ての小中学校にエレベーターを設置することは、建物の構造や財政面等から難しい状況です。
- アンケート調査では、暮らしやすいまちになるために必要なことについて、身体障がい者(児)では、「道路や建築物等のバリアフリー化」が2番目、「生活できる家や施設、設備の充実」が3番目に多い回答数でした。身体障がい者(児)と精神障がい者(児)からも少なからず回答がありました。

【施策の方向】

- ・ 障がいのある児童生徒の安全な学校生活のため、スロープ、エレベーター設置等の施設整備を研究します。

(3) 多様な障がいに対する支援

①各種障がいへの対応

【基本方針】

自閉スペクトラム症や注意欠陥・多動性障害などの発達障がい者(児)、高次脳機能障がい者(児)のほかに、平成25年4月1日からは、身体障がい者手帳の取得ができない難病患者が障がい者総合支援法によるサービス等の対象となりました。

障がい特性に合ったサービス提供とサービス提供者側の支援レベルの向上が求められます。

【現状と課題】

- 障がいの特性により規定のサービスに当てはまらなかったり、支援体制が整わず支援体制の質が問われるなどの課題があります。

【施策の方向】

- ・ 北信地域障がい福祉自立支援協議会や医療関係者と協力し、福祉サービス提供者の資質向上に努めます。

- ・ 障がい者(児)への支援をより効果的かつ効率的に実施するため、障がい者(児)やその家族が障がいについて正しい知識を得られるよう支援していきます。

②障がい者(児)に対する適切な保健サービスと情報提供

【基本方針】

障がい者(児)及び難病患者に対する保健サービスや福祉サービスの提供体制について検討し、その充実を図ります。

【現状と課題】

- 生活習慣病の発症により障がいを持つケースが増加しています。

【施策の方向】

- ・ 障がいの発生予防や早期発見に効果的な保健・医療サービスの充実や、中途障がいを克服するための福祉サービスについての情報提供を行います。

(4) 障がい児支援の推進

【基本方針】

児童福祉法に位置づけられる障がい児分野サービスの充実、利用促進を図る必要があります。

【現状と課題】

- 障がい児が住み慣れた地域で支援が受けられるよう、療育の場の確保を進めていく必要があります。

【施策の方向】

次のサービスを中心に充実を図ります。

- ・ 児童発達支援事業
障がい児が、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
- ・ 放課後等デイサービス事業
授業の終了後、または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
- ・ 保育所等訪問支援事業
保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

資 料

1 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、障がいをお持ちの方が、福祉に関してどのような生活状況であるか、どのようなお考えや要望などをお持ちであるかを把握し、今後の施策や事業に活かしていくための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。実施の概要、および結果については、以下のとおりとなっています。

(1) 意識調査の概要

- 調査目的： 中野市では、『第3次中野市障がい者計画』の策定にあたり、障がい者(児)の意識調査、中野市に対する意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料を得るため。
- 対 象： 中野市に居住する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障がい者(児)もしくは保護者
- 実施時期： 調査票の検討・・・令和5年9月11日～9月29日
調査票の配布・回収・・・令和5年10月5日～10月27日(22日間)
調査票の入力・集計・・・令和5年10月16日～11月20日
- 調査方法： 返信用封筒を同封した、質問票送付によるアンケート調査方式
- 配布・回収状況： 配布票数：200票(無作為抽出による)
(身体障害者手帳をお持ちの方(身体障がい者(児))) 50票)
(療育手帳をお持ちの方(知的障がい者(児))) 50票)
(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(精神障がい者(児))) 50票)
(複数手帳をお持ちの方(上記手帳を2つ以上所持)) 50票)
回収票数：105票 回収票率：52.5%
- 集計方法： 電子計算機による集計
- その他： 複数回答の設問については、回答の合計が回収票数を上回る場合があります。また、無回答や無効票により、合計数が回収数よりも少ない場合があります。調査結果の数値は、原則として百分率で表記し、小数点以下第2位を四捨五入し、少数点第1位まで表記しています。
したがって、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

(2) 意識調査結果の概要

意識調査結果より、障がいをお持ちの人の生活状況、福祉に関する考え方や要望の概要を簡単にまとめたものを次に示します。

問番号	設問内容	概要	課題等
問2	年齢	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上で43.8%、40～59歳で23.8%、20～39歳で21.0%、19歳以下で11.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化に伴う対策が重要。
問4	暮らしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> 若年層では暮らしにくさを抱えている傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしや将来に向け改善を望む意向が伺える。
問5	暮らしの中で感じる不安や悩み	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者(児)ー健康、福祉・保健サービス、収入や家計。 知的障がい者(児)ー親が亡くなった後のこと、福祉・保健サービス、就職や仕事。 精神障がい者(児)ー収入や家計、健康、親が亡くなった後のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の生活を維持していくために必要なこと(収入や家計等)、生活環境に変化が生じる際のこと(親亡き後等)について、障がい種別に関わらず、不安感を持っている。
問6-1から問6-4	暮らしやすいまちになるために必要なこと(障がい種別)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者(児)ー日常生活支援、バリアフリー化、生活ができる家等を求めている。 知的障がい者(児)ー相談体制、日常生活支援、生活ができる家等を求めている。 精神障がい者(児)ー就職・雇用、相談体制、負担額軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活安定に向けた支援施策。 相談支援体制の充実。 就労支援や社会参加の促進。
問6-5	暮らしやすいまちになるために必要なこと(年齢別)	<ul style="list-style-type: none"> 0～19歳ー就職・雇用、相談体制、日常生活支援、生活ができる家等。 20～39歳ー就職・雇用、相談体制、日常生活支援、生活ができる家等、負担額軽減。 40～59歳ー日常生活支援、負担額軽減、就職・雇用。 60～69歳ー就職・雇用、保健・医療体制、負担額軽減、日常生活支援、生活ができる家等。 70歳以上ーバリアフリー化、生活ができる家等、保健・医療体制、相談体制。 	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代では、就労・雇用関係や相談体制の充実。 中高年世代では、日常生活支援や各種制度の自己負担のさらなる軽減。 高齢者世代では、生活できる家や施設等の充実(バリアフリー化含む)や保健・医療体制の充実。 年代層によりニーズや課題等が異なり、ライフステージに合わせた支援や関係機関の連携が必要。

問番号	設問内容	概要	課題等
問7-1 から 問7-4	障がい者(児)の施策について重要と感じること〔障がい種別〕	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障がい者(児)―バリアフリー化の推進、手当支給など経済的支援の充実、医療・保健・福祉・教育の連携強化、交通の利便性確保。 • 知的障がい者(児)―手当支給など経済的支援の充実、生活・財産・権利を守るサービスの充実、相談体制の充実、医療・保健・福祉・教育の連携強化。 • 精神障がい者(児)―手当支給など経済的支援の充実、交通の利便性確保、災害時の避難誘導體制の充実、生活・財産・権利を守るサービスの充実。 	<ul style="list-style-type: none"> • 経済的支援の充実、医療・保健・福祉・教育の連携、生活及び財産等の権利を守ることについて、障がい種別を超えた共通の課題が多いものと考えられる。包括的な支援を望む声もある。
問8-1	運動・スポーツについて	<p>【コロナ禍の影響について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 運動、スポーツの関心の割合について、5年前の前回調査と比較したところ、7.3ポイントの増となっており、コロナ禍が原因で関心が落ち込んだという状況は確認できなかった。 <p>【今回の傾向】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全体としては、運動、スポーツに関心はあるものの、障がい種別の中で比較すると、知的障がい者(児)では、スポーツをすることに関心があり、精神障がい者(児)では、スポーツをすることにあまり関心を持たない傾向が伺える。 	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者(児)が参加しやすい運動・スポーツの振興と更なるスポーツ機会等の情報提供が必要。
問8-2 及び 問8-3	運動・スポーツの頻度	<ul style="list-style-type: none"> • 週に1日以上運動、スポーツの頻度について、身体障がい者(児)では79.0%、知的障がい者(児)では73.7%、精神障がい者(児)では62.5%の方が行っている。精神障がい者(児)では頻度が少ない傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> • より多くの人々がスポーツに親しめる機会の提供、環境づくり。
問9	農業	<ul style="list-style-type: none"> • 農業の仕事をしたいかについて、身体障がい者(児)では25.0%、知的障がい者(児)では20.6%、精神障がい者(児)では32.3%の方が「はい」と回答。精神障がい者(児)においては、比較的関心が高い傾向が伺える。 	<ul style="list-style-type: none"> • 農業に関心がある方について、体験事業や就労継続支援A型事業所へ繋ぐ仕組みづくりが必要。

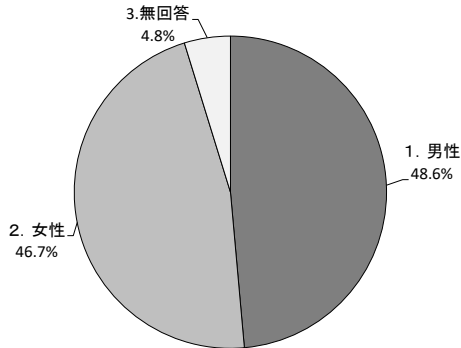
問番号	設問内容	概要
問10	【フリーアンサー】 困っていること	<p>◆身体障がい者(児)の困っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主な意見は、 1) 利用施設が限定される。(人材不足により民間事業所の土日利用不可、ショートステイが利用しにくい、EVや福祉トイレがない商業施設が多い) 2) 交通利用に障害。(道路の段差、障害者用駐車場利用への理解、交通利便性向上等) 3) 身近に相談できる場所、体制がない。 <p>◆知的障がい者(児)の困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主な意見は、 1) 自立に対する不安。(経済的、人間関係など) 2) 交通手段の強化。(仕事や施設利用の移動手段の確保など) <p>◆精神障がい者(児)の困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主な意見は、 1) 経済維持に不安。(ローン負担増、収入見通し等) 2) 住まい確保の不安。
問11	【フリーアンサー】 障がい者福祉に望むこと	<p>◆身体障がい者(児)の障がい者福祉に望むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主な意見は、 1) 車いす利用施設の充実。(道路整備、トイレ充実、避難所、バス等) 2) 障がい者(児)・家族交流の推進。(家族交流会、サークル、家族意思の尊重等) 3) 相談できる体制づくり。 <p>◆知的障がい者(児)の障がい者福祉に望むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主な意見は、 1) 交流の場の充実。(スポーツ交流機会、福祉活動の場維持等) 2) 相談支援体制や行政窓口のわかりやすさと丁寧さ等。 <p>◆精神障がい者(児)の障がい者福祉に望むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> • 主な意見は、 1) 障がい者(児)が暮らしやすい環境や支援維持。(障がい者(児)への理解向上、食糧支援、健常者と同質の環境維持等) 2) 地域における障がい者への理解向上、雇用促進。(人材確保、ヘルプマークの理解、雇用促進等) 3) 行政窓口のサービス向上。(障がい内容の理解、障がい内容に応じた手続き対応等)

(3) 意識調査結果

【回答者の基本属性】

問1 性別

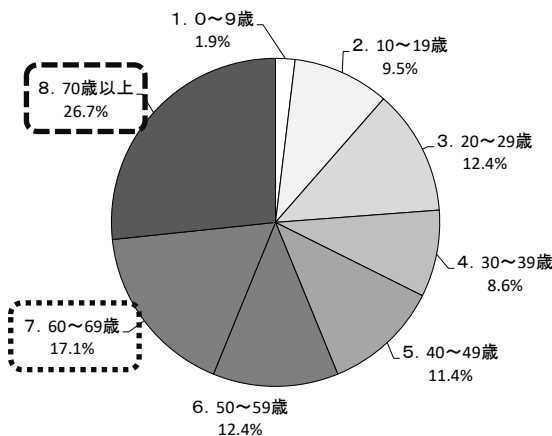
回答者数は男性51人、女性は49人、無回答者は5人でした。



	回答者数 (人)	構成比 (%)
1. 男性	51	48.6
2. 女性	49	46.7
3. 無回答	5	4.8
<合計>	105	100.0

問2 年齢

回答者の年齢層は70歳以上が26.7%、60～69歳が17.1%、次いで20～29歳と50～59歳が12.4%でした。

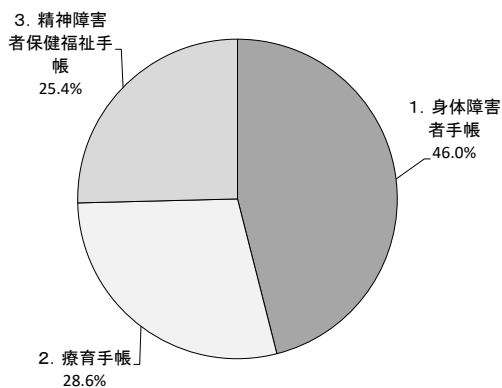


	回答者数 (人)	構成比 (%)
1. 0～9歳	2	1.9
2. 10～19歳	10	9.5
3. 20～29歳	13	12.4
4. 30～39歳	9	8.6
5. 40～49歳	12	11.4
6. 50～59歳	13	12.4
7. 60～69歳	18	17.1
8. 70歳以上	28	26.7
<合計>	105	100.0

問3 所有する障がい者手帳の種類

「1. 身体障害者手帳」が58人、「2. 療育手帳」が36人、「3. 精神障害者保健福祉手帳」が32人の回答がありました。

<複数回答>



	回答者数 (人)	構成比 (%)
1. 身体障害者手帳	58	46.0
2. 療育手帳	36	28.6
3. 精神障害者保健福祉手帳	32	25.4
<合計>	126	100.0

【暮らしに関わる状況や要望】

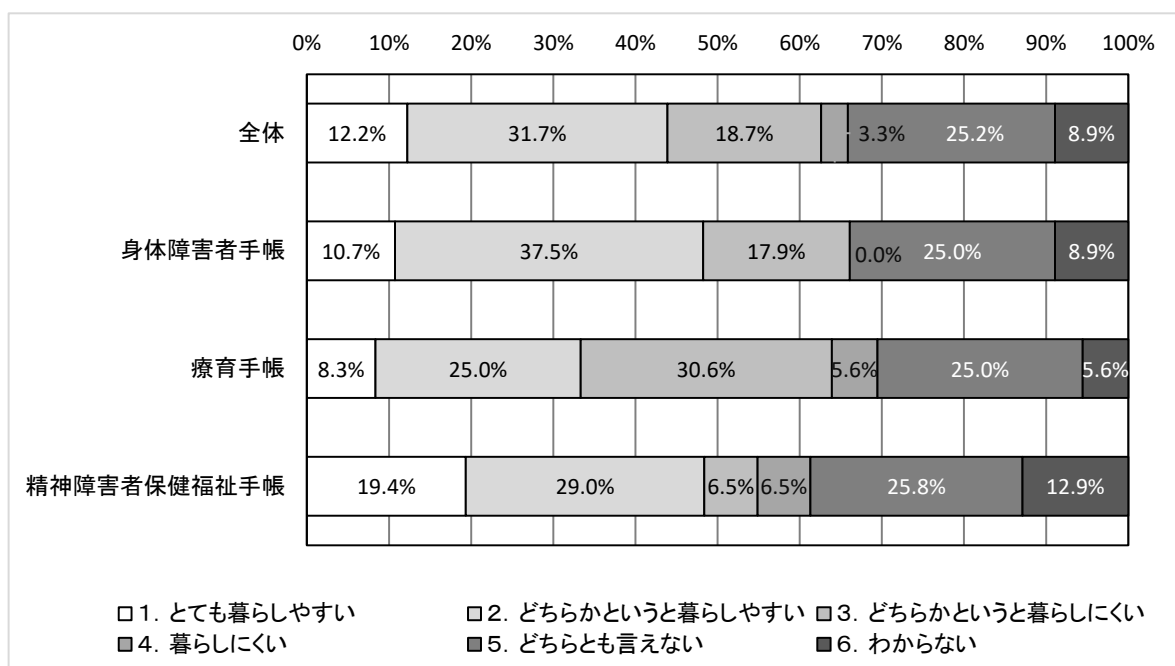
問4 中野市の暮らしやすさ

全体の43.9%が暮らしやすい（「1. とても暮らしやすい」と「2. どちらかという暮らしやすい」の合計）と回答しています。暮らしにくい（「3. どちらかという暮らしにくい」と「4. 暮らしにくい」の合計）は22.0%でした。

障がい種別では、暮らしやすいとの回答が、身体障害者手帳が48.2%、療育手帳が33.3%、精神障害者保健福祉手帳が48.4%でした。

中野市にお住まいの障がい者(児)は、暮らしやすいまちへの課題をもっていることがみとれます。

(※複数手帳をお持ちの方をそれぞれにカウント：延べ人数 126人)

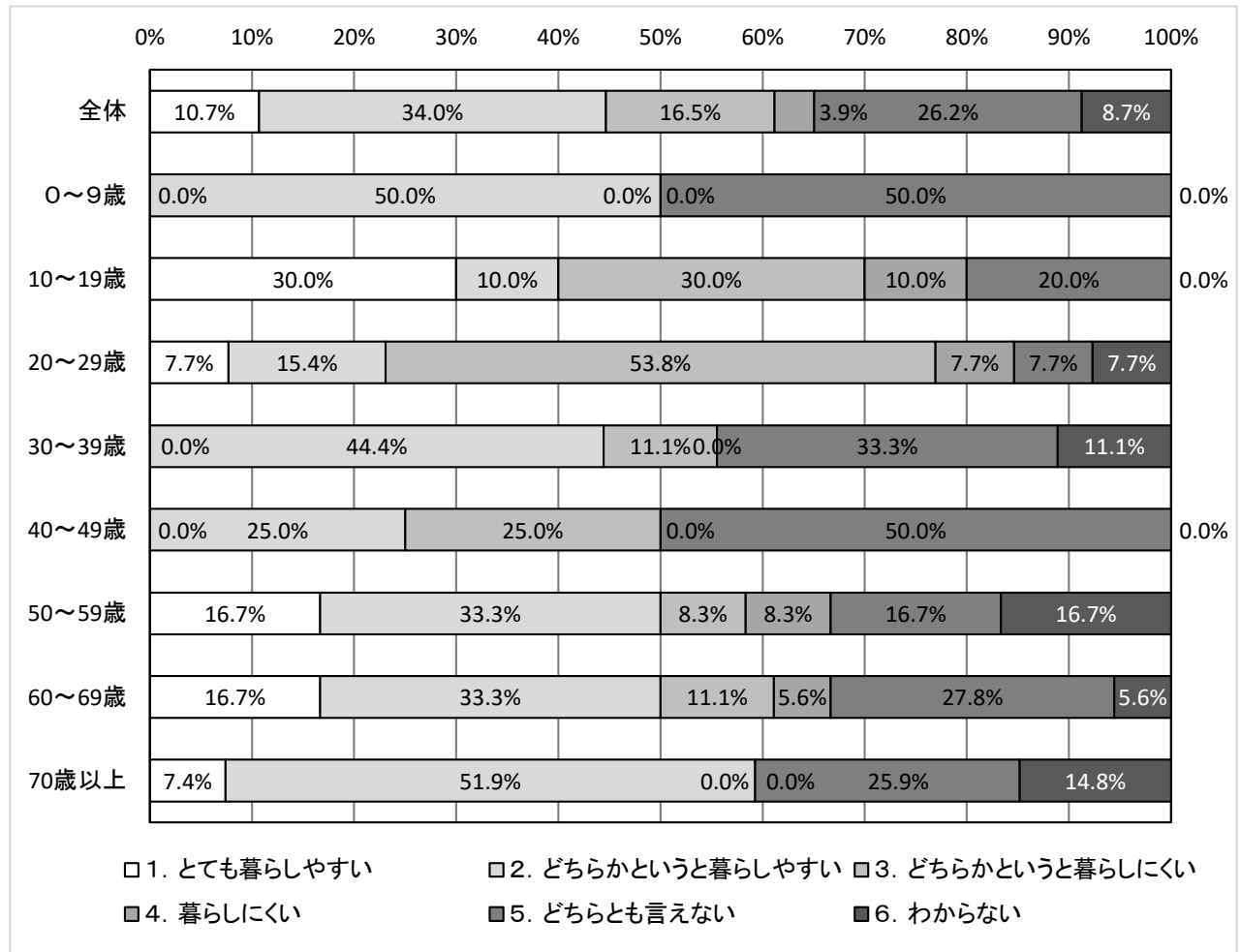


年齢別では、全体の44.7%が暮らしやすい（「1. とても暮らしやすい」と「2. どちらかという暮らしやすい」の合計）との回答がありました。

年齢別では、70歳以上が暮らしやすい59.3%と多く、60～69歳と50～59歳においても50.0%が暮らしやすいと回答しています。

一方、どちらかという暮らしにくい（「3. どちらかという暮らしにくい」と「4. 暮らしにくい」の合計）は、20～29歳が61.5%、10～19歳が40.0%と、若年層では暮らしにくさを抱えている傾向にあります。

（※年齢を回答いただいた人数:実人数103人）



<障がい別/回答者数>

単位：人

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1. とても暮らしやすい	15	6	3	6
2. どちらかという暮らしやすい	39	21	9	9
3. どちらかという暮らしにくい	23	10	11	2
4. 暮らしにくい	4	0	2	2
5. どちらとも言えない	31	14	9	8
6. わからない	11	5	2	4
<合計>	123	56	36	31

<障がい別/構成比>

単位：%

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1. とても暮らしやすい	12.2	10.7	8.3	19.4
2. どちらかという暮らしやすい	31.7	37.5	25.0	29.0
3. どちらかという暮らしにくい	18.7	17.9	30.6	6.5
4. 暮らしにくい	3.3	0.0	5.6	6.5
5. どちらとも言えない	25.2	25.0	25.0	25.8
6. わからない	8.9	8.9	5.6	12.9
<合計>	100.0	100.0	100.0	100.0

<年齢別/回答者数>

単位：人

	全体	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
1. とても暮らしやすい	11	0	3	1	0	0	2	3	2
2. どちらかという暮らしやすい	35	1	1	2	4	3	4	6	14
3. どちらかという暮らしにくい	17	0	3	7	1	3	1	2	0
4. 暮らしにくい	4	0	1	1	0	0	1	1	0
5. どちらとも言えない	27	1	2	1	3	6	2	5	7
6. わからない	9	0	0	1	1	0	2	1	4
<合計>	103	2	10	13	9	12	12	18	27

<年齢別/構成比>

単位：%

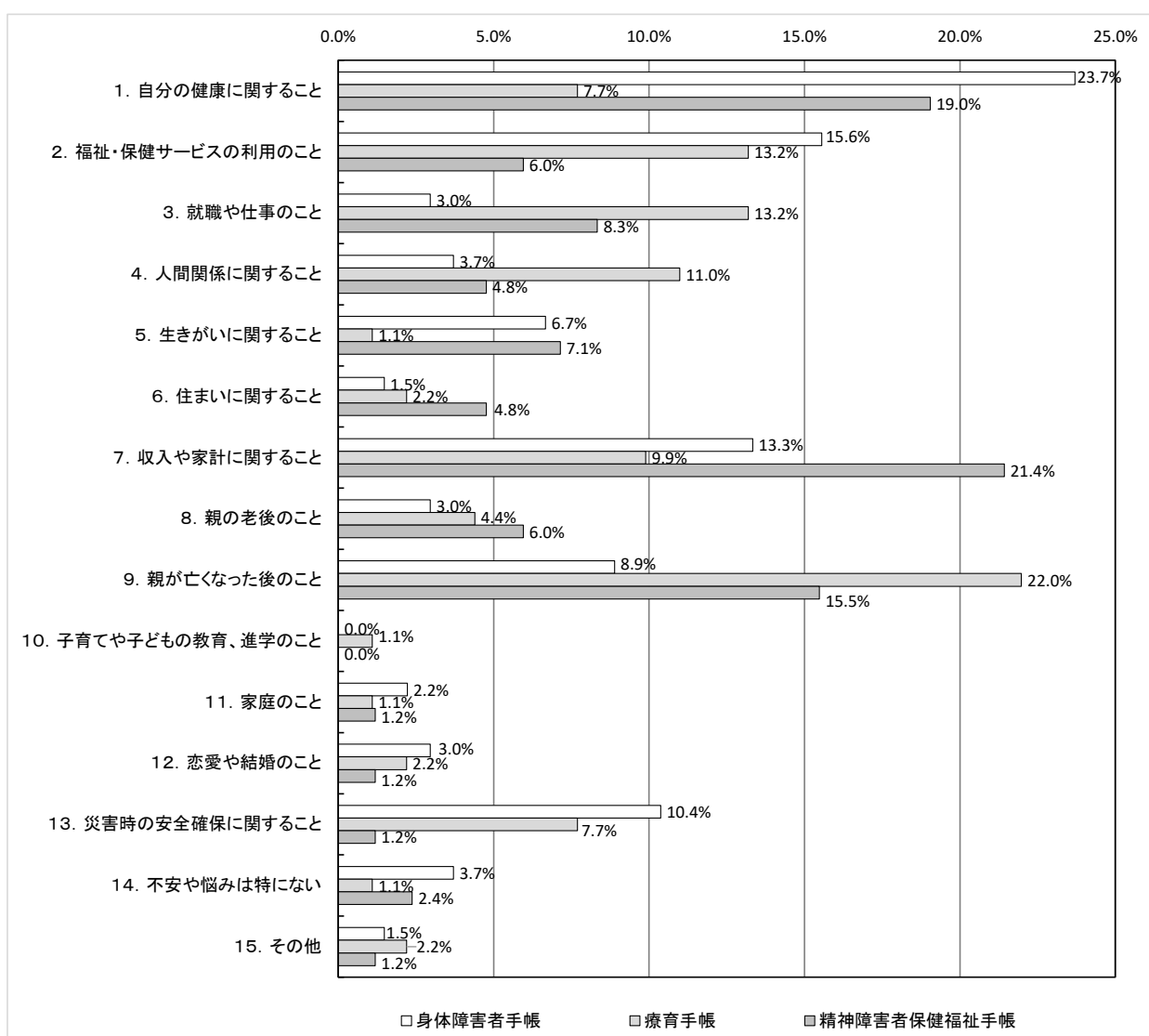
	全体	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
1. とても暮らしやすい	10.7	0.0	30.0	7.7	0.0	0.0	16.7	16.7	7.4
2. どちらかという暮らしやすい	34.0	50.0	10.0	15.4	44.4	25.0	33.3	33.3	51.9
3. どちらかという暮らしにくい	16.5	0.0	30.0	53.8	11.1	25.0	8.3	11.1	0.0
4. 暮らしにくい	3.9	0.0	10.0	7.7	0.0	0.0	8.3	5.6	0.0
5. どちらとも言えない	26.2	50.0	20.0	7.7	33.3	50.0	16.7	27.8	25.9
6. わからない	8.7	0.0	0.0	7.7	11.1	0.0	16.7	5.6	14.8
全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問5 毎日の暮らしの中で感じる不安や悩み

身体障がい者(児)が抱える不安や悩みでは、最も多いのが「1. 自分の健康に関すること」、次いで「2. 福祉・保健サービスの利用のこと」、「7. 収入や家計に関すること」の順に多くなっています。

知的障がい者(児)が抱える不安や悩みでは、最も多いのは、「9. 親が亡くなった後のこと」と多く、次いで「2. 福祉・保健サービスの利用のこと」と「3. 就職や仕事のこと」が同率で多くなっています。

精神障がい者(児)が抱える不安や悩みでは、最も多いのは、「7. 収入や家計に関すること」、次いで「1. 自分の健康に関すること」、「9. 親が亡くなった後のこと」の順に多くなっています。



<障害手帳別/回答者数><複数回答>

単位:人

	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
1. 自分の健康に関すること	32	7	16
2. 福祉・保健サービスの利用のこと	21	12	5
3. 就職や仕事のこと	4	12	7
4. 人間関係に関すること	5	10	4
5. 生きがいに関すること	9	1	6
6. 住まいに関すること	2	2	4
7. 収入や家計に関すること	18	9	18
8. 親の老後のこと	4	4	5
9. 親が亡くなった後のこと	12	20	13
10. 子育てや子どもの教育、進学のこと	0	1	0
11. 家庭のこと	3	1	1
12. 恋愛や結婚のこと	4	2	1
13. 災害時の安全確保に関すること	14	7	1
14. 不安や悩みは特にない	5	1	2
15. その他	2	2	1
全体	135	91	84

<障害手帳別/構成比><複数回答>

単位:%

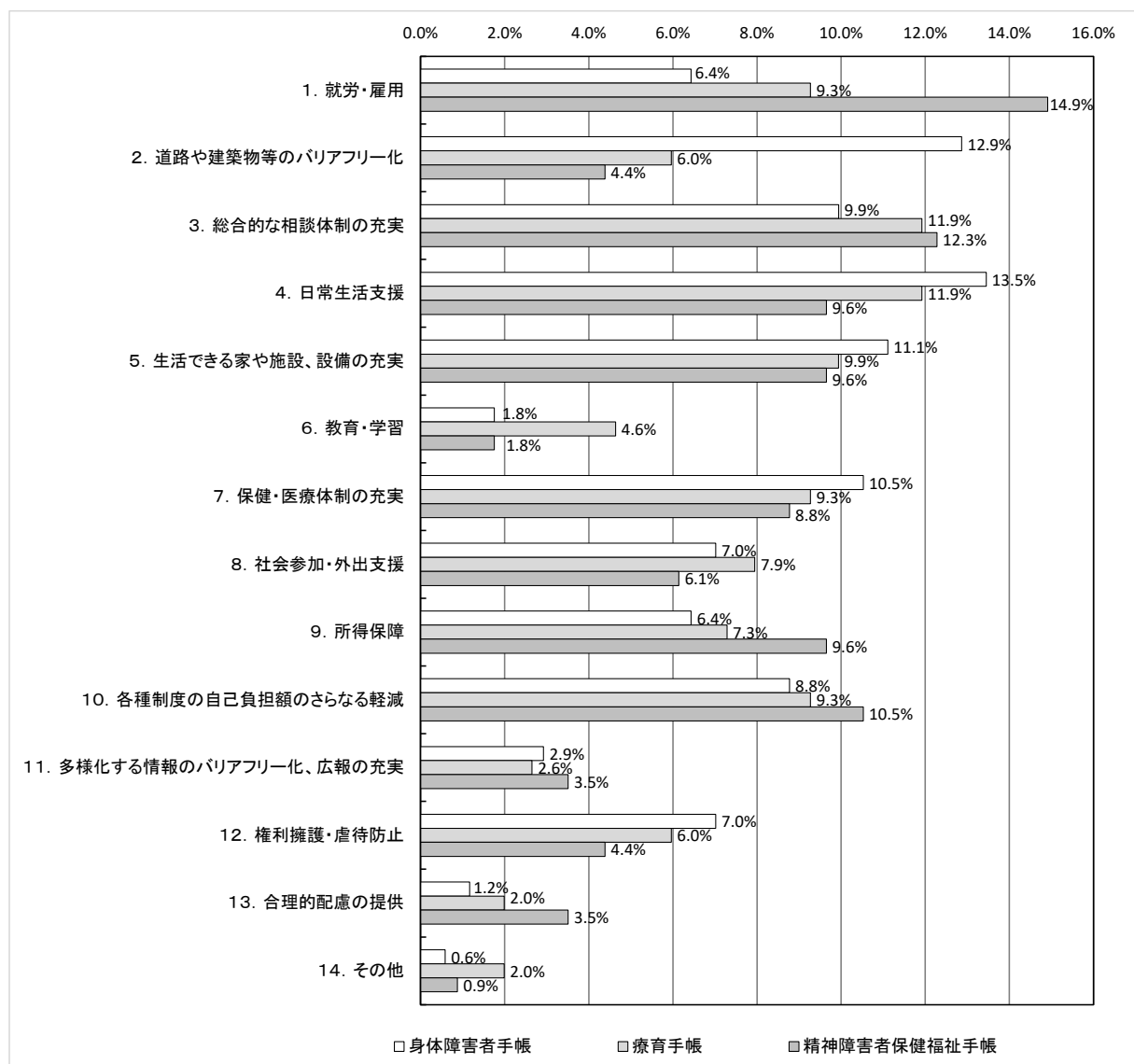
	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
1. 自分の健康に関すること	23.7	7.7	19.0
2. 福祉・保健サービスの利用のこと	15.6	13.2	6.0
3. 就職や仕事のこと	3.0	13.2	8.3
4. 人間関係に関すること	3.7	11.0	4.8
5. 生きがいに関すること	6.7	1.1	7.1
6. 住まいに関すること	1.5	2.2	4.8
7. 収入や家計に関すること	13.3	9.9	21.4
8. 親の老後のこと	3.0	4.4	6.0
9. 親が亡くなった後のこと	8.9	22.0	15.5
10. 子育てや子どもの教育、進学のこと	0.0	1.1	0.0
11. 家庭のこと	2.2	1.1	1.2
12. 恋愛や結婚のこと	3.0	2.2	1.2
13. 災害時の安全確保に関すること	10.4	7.7	1.2
14. 不安や悩みは特にない	3.7	1.1	2.4
15. その他	1.5	2.2	1.2
<合計>	100.0	100.0	100.0

問6-1 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと〔全体〕

身体障がい者(児)が暮らしやすいまちになるために必要なことでは、最も多いのは「4. 日常生活支援」、次いで「2. 道路や建築物等のバリアフリー化」、「5. 生活できる家や施設、設備の充実」の順に多くなっています。

知的障がい者(児)が暮らしやすいまちになるために必要なことでは「3. 総合的な相談体制の充実」、「4. 日常生活支援」が同率で多く、次いで「5. 生活できる家や施設、設備の充実」の順に多くなっています。

精神障がい者(児)が暮らしやすいまちになるために必要なことでは、最も多いのは「1. 就労・雇用」次いで「3. 総合的な相談体制の充実」、「10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減」の順に多くなっています。



<障害手帳別/回答者数><複数回答>

単位:人

	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
1. 就労・雇用	11	14	17
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	22	9	5
3. 総合的な相談体制の充実	17	18	14
4. 日常生活支援	23	18	11
5. 生活できる家や施設、設備の充実	19	15	11
6. 教育・学習	3	7	2
7. 保健・医療体制の充実	18	14	10
8. 社会参加・外出支援	12	12	7
9. 所得保障	11	11	11
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	15	14	12
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	5	4	4
12. 権利擁護・虐待防止	12	9	5
13. 合理的配慮の提供	2	3	4
14. その他	1	3	1
<合計>	171	151	114

<障害手帳別/構成比><複数回答>

単位:%

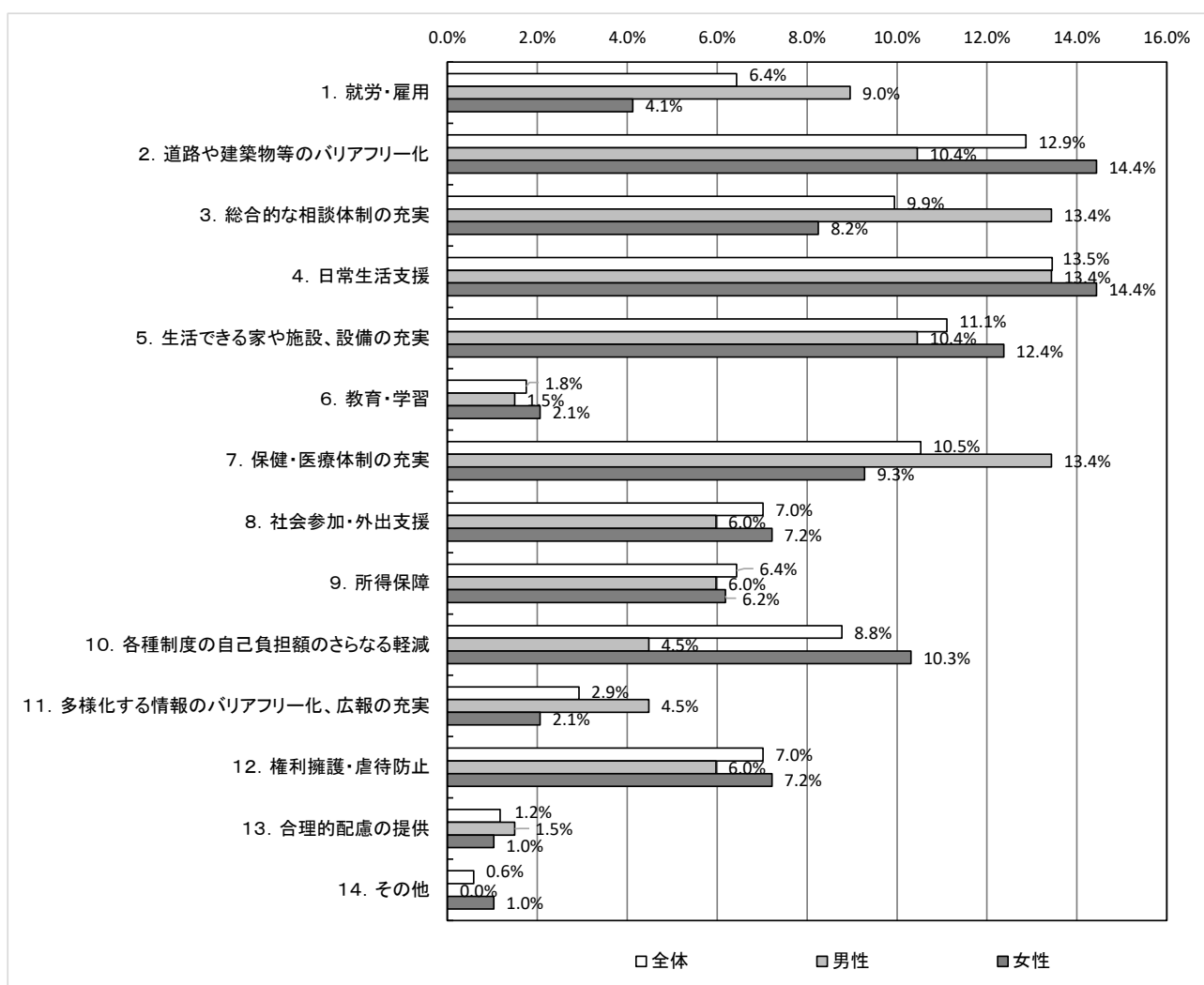
	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
1. 就労・雇用	6.4	9.3	14.9
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	12.9	6.0	4.4
3. 総合的な相談体制の充実	9.9	11.9	12.3
4. 日常生活支援	13.5	11.9	9.6
5. 生活できる家や施設、設備の充実	11.1	9.9	9.6
6. 教育・学習	1.8	4.6	1.8
7. 保健・医療体制の充実	10.5	9.3	8.8
8. 社会参加・外出支援	7.0	7.9	6.1
9. 所得保障	6.4	7.3	9.6
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	8.8	9.3	10.5
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	2.9	2.6	3.5
12. 権利擁護・虐待防止	7.0	6.0	4.4
13. 合理的配慮の提供	1.2	2.0	3.5
14. その他	0.6	2.0	0.9
<合計>	100.0	100.0	100.0

問6-2 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと 〔身体障がい者(児)〕

全体で暮らしやすいまちになるために必要なことでは、最も多いのは「4. 日常生活支援」、次いで「2. 道路や建築物等のバリアフリー化」、「5. 生活できる家や施設、設備の充実」の順に多くなっています。

男性の暮らしやすいまちになるために必要なことでは、「3. 総合的な相談体制の充実」、「4. 日常生活支援」、「7. 保健・医療体制の充実」が同率で多くなっています。

女性の暮らしやすいまちになるために必要なことでは、「2. 道路や建築物等のバリアフリー化」と「4. 日常生活支援」が同率で多く、次いで「5. 生活できる家や施設、設備の充実」が多くなっています。



※グラフは無回答表示をしていません

<性別/回答者数><複数回答>

単位:人

	全体	男性	女性	無回答
1. 就労・雇用	11	6	4	1
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	22	7	14	1
3. 総合的な相談体制の充実	17	9	8	0
4. 日常生活支援	23	9	14	0
5. 生活できる家や施設、設備の充実	19	7	12	0
6. 教育・学習	3	1	2	0
7. 保健・医療体制の充実	18	9	9	0
8. 社会参加・外出支援	12	4	7	1
9. 所得保障	11	4	6	1
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	15	3	10	2
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	5	3	2	0
12. 権利擁護・虐待防止	12	4	7	1
13. 合理的配慮の提供	2	1	1	0
14. その他	1	0	1	0
15. 無回答	3	3	0	0
<合計>	174	70	97	7

<性別/構成比><複数回答>

単位:%

	全体	男性	女性
1. 就労・雇用	6.4	9.0	4.1
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	12.9	10.4	14.4
3. 総合的な相談体制の充実	9.9	13.4	8.2
4. 日常生活支援	13.5	13.4	14.4
5. 生活できる家や施設、設備の充実	11.1	10.4	12.4
6. 教育・学習	1.8	1.5	2.1
7. 保健・医療体制の充実	10.5	13.4	9.3
8. 社会参加・外出支援	7.0	6.0	7.2
9. 所得保障	6.4	6.0	6.2
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	8.8	4.5	10.3
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	2.9	4.5	2.1
12. 権利擁護・虐待防止	7.0	6.0	7.2
13. 合理的配慮の提供	1.2	1.5	1.0
14. その他	0.6	0.0	1.0
<合計>	100.0	100.0	100.0

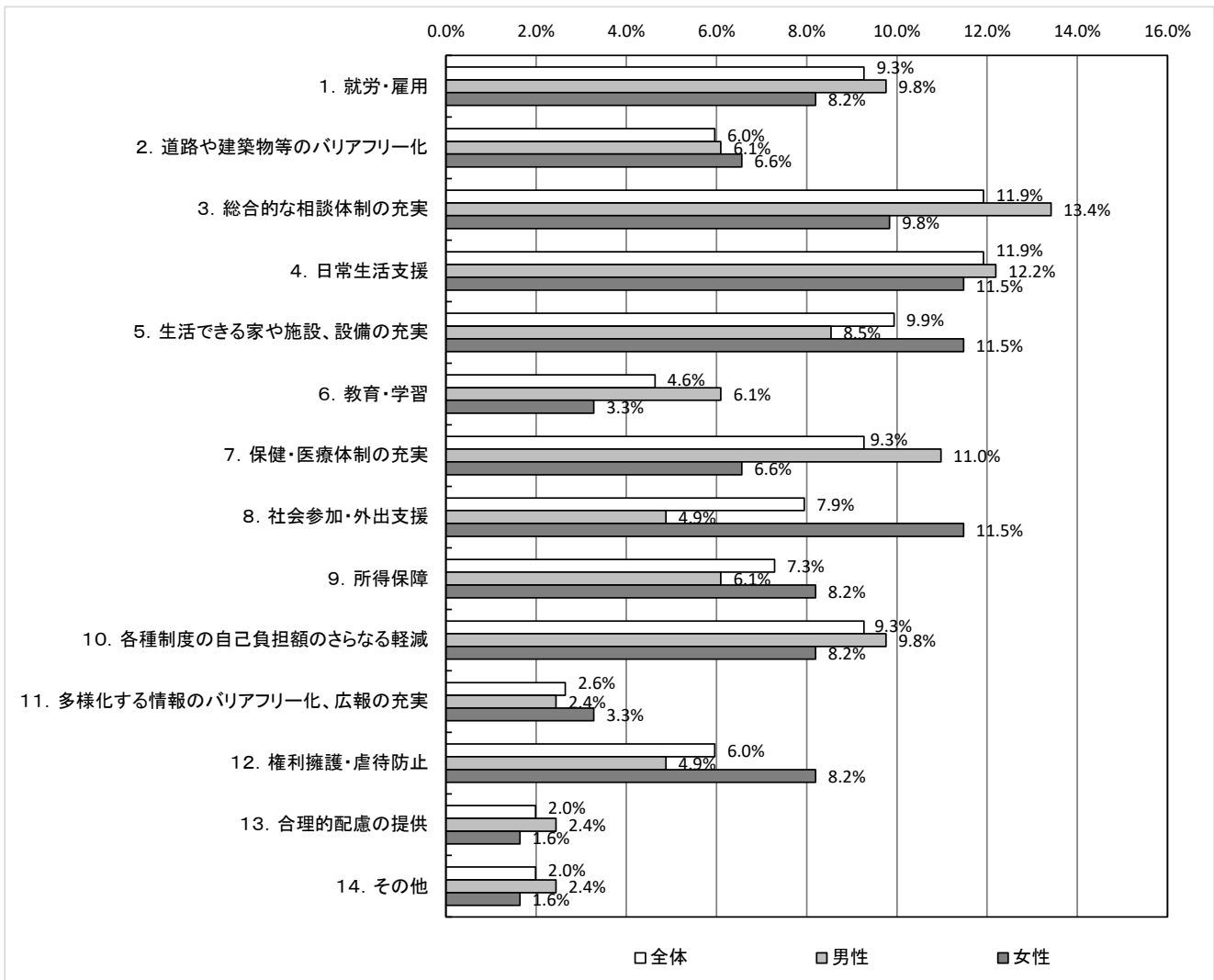
※ 無回答を含めない割合です

問6-3 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと 〔知的障がい者(児)〕

全体で暮らしやすいまちになるために必要なことでは、「3. 総合的な相談体制の充実」、「4. 日常生活支援」が同率で多く、次いで「5. 生活できる家や施設、設備の充実」が多くなっています。

男性の暮らしやすいまちになるために必要なことでは、最も多いのは「3. 総合的な相談体制の充実」、次いで「4. 日常生活支援」、「7. 保健・医療体制の充実」の順で多くなっています。

女性の暮らしやすいまちになるために必要なことでは、「4. 日常生活支援」、「5. 生活できる家や施設、設備の充実」、「8. 社会参加・外出支援」が同率で多くなっています。



※ グラフは無回答表示をしていません

<性別/回答者数><複数回答>

単位:人

	全体	男性	女性	無回答
1. 就労・雇用	14	8	5	1
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	9	5	4	0
3. 総合的な相談体制の充実	18	11	6	1
4. 日常生活支援	18	10	7	1
5. 生活できる家や施設、設備の充実	15	7	7	1
6. 教育・学習	7	5	2	0
7. 保健・医療体制の充実	14	9	4	1
8. 社会参加・外出支援	12	4	7	1
9. 所得保障	11	5	5	1
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	14	8	5	1
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	4	2	2	0
12. 権利擁護・虐待防止	9	4	5	0
13. 合理的配慮の提供	3	2	1	0
14. その他	3	2	1	0
15. 無回答	2	2	0	0
<合計>	153	84	61	8

<性別/構成比><複数回答>

単位:%

	全体	男性	女性
1. 就労・雇用	9.3	9.8	8.2
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	6.0	6.1	6.6
3. 総合的な相談体制の充実	11.9	13.4	9.8
4. 日常生活支援	11.9	12.2	11.5
5. 生活できる家や施設、設備の充実	9.9	8.5	11.5
6. 教育・学習	4.6	6.1	3.3
7. 保健・医療体制の充実	9.3	11.0	6.6
8. 社会参加・外出支援	7.9	4.9	11.5
9. 所得保障	7.3	6.1	8.2
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	9.3	9.8	8.2
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	2.6	2.4	3.3
12. 権利擁護・虐待防止	6.0	4.9	8.2
13. 合理的配慮の提供	2.0	2.4	1.6
14. その他	2.0	2.4	1.6
<合計>	100.0	100.0	100.0

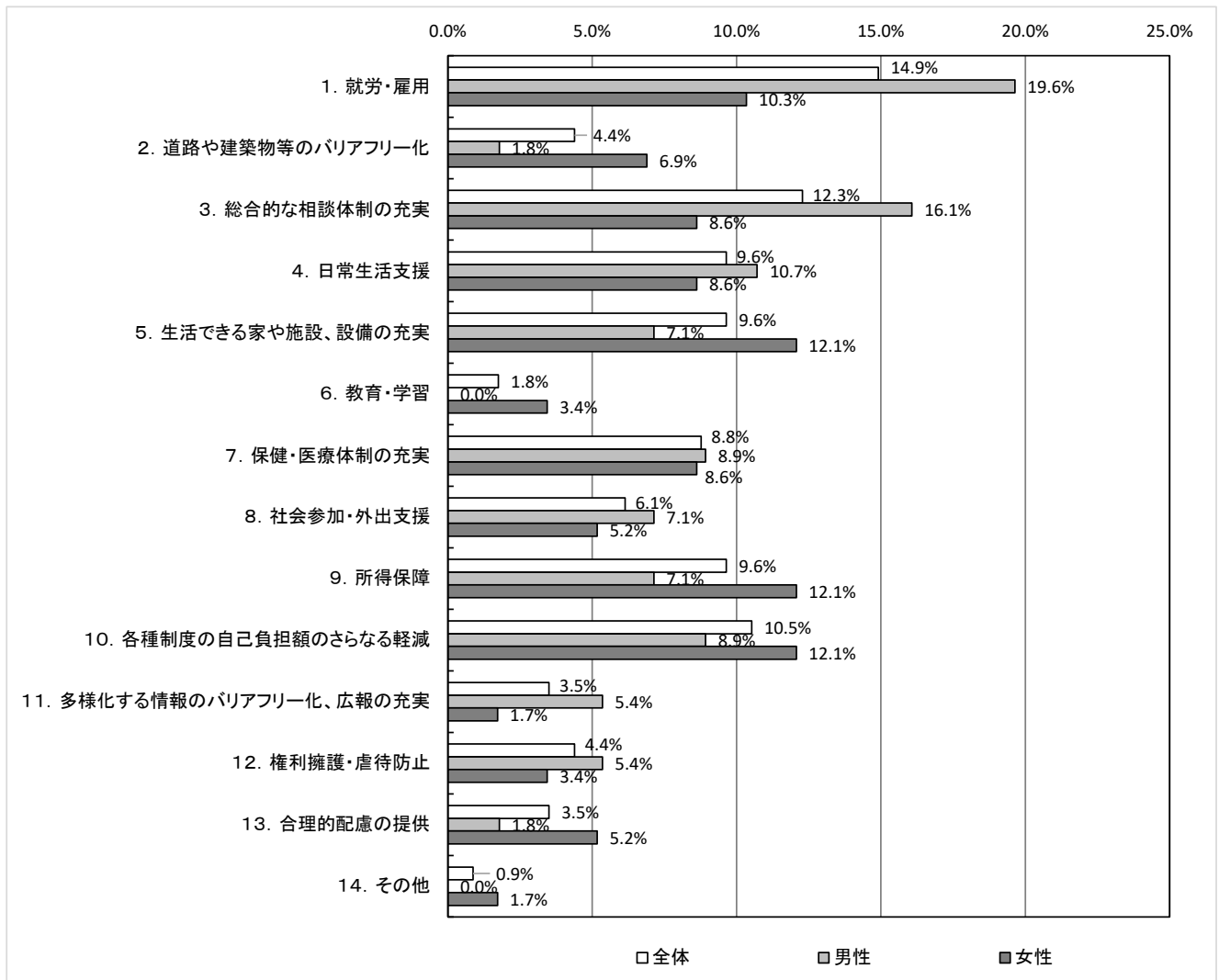
※ 無回答を含めない割合です

問6-4 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと
〔精神障がい者(児)〕

全体で暮らしやすいまちになるために必要なことでは、最も多いのは「1. 就労・雇用」、次いで「3. 総合的な相談体制の充実」、「10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減」の順に多くなっています。

男性の暮らしやすいまちになるために必要なことでは、最も多いのは「1. 就労・雇用」、次いで「3. 総合的な相談体制の充実」、「4. 日常生活支援」の順に多くなっています。

女性の暮らしやすいまちになるために必要なことでは、「5. 生活できる家や施設、設備の充実」、「9. 所得保障」、「10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減」が同率で多く、次いで「1. 就労・雇用」の順となっています。



※ グラフは無回答表示をしていません

<性別/回答者数><複数回答>

単位:人

	全体	男性	女性	無回答
1. 就労・雇用	17	11	6	0
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	5	1	4	0
3. 総合的な相談体制の充実	14	9	5	0
4. 日常生活支援	11	6	5	0
5. 生活できる家や施設、設備の充実	11	4	7	0
6. 教育・学習	2	0	2	0
7. 保健・医療体制の充実	10	5	5	0
8. 社会参加・外出支援	7	4	3	0
9. 所得保障	11	4	7	0
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	12	5	7	0
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	4	3	1	0
12. 権利擁護・虐待防止	5	3	2	0
13. 合理的配慮の提供	4	1	3	0
14. その他	1	0	1	0
15. 無回答	0	0	0	0
<合計>	114	56	58	0

<性別/構成比><複数回答>

単位:%

	全体	男性	女性
1. 就労・雇用	14.9	19.6	10.3
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	4.4	1.8	6.9
3. 総合的な相談体制の充実	12.3	16.1	8.6
4. 日常生活支援	9.6	10.7	8.6
5. 生活できる家や施設、設備の充実	9.6	7.1	12.1
6. 教育・学習	1.8	0.0	3.4
7. 保健・医療体制の充実	8.8	8.9	8.6
8. 社会参加・外出支援	6.1	7.1	5.2
9. 所得保障	9.6	7.1	12.1
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	10.5	8.9	12.1
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	3.5	5.4	1.7
12. 権利擁護・虐待防止	4.4	5.4	3.4
13. 合理的配慮の提供	3.5	1.8	5.2
14. その他	0.9	0.0	1.7
<合計>	100.0	100.0	100.0

※ 無回答を含めない割合です

問6-5 障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと 〔年齢別〕

暮らしやすいまちになるために必要なことを、年代ごと、多い順に次のとおりまとめます。

全体では、「4. 日常生活支援」、次いで「3. 総合的な相談体制の充実」、「1. 就労・雇用」、の順に多くなっています。

0～19歳では、「1. 就労・雇用」、「3. 総合的な相談体制の充実」が同率で、次いで「4. 日常生活支援」、「5. 生活できる家や施設、設備の充実」、「7. 保健・医療体制の充実」が同率の順に多くなっています。

20～39歳では、「1. 就労・雇用」、「3. 総合的な相談体制の充実」、「4. 日常生活支援」が同率で、次いで「5. 生活できる家や施設、設備の充実」、「10. 各種制度の自己負担のさらなる軽減」の順に多くなっています。

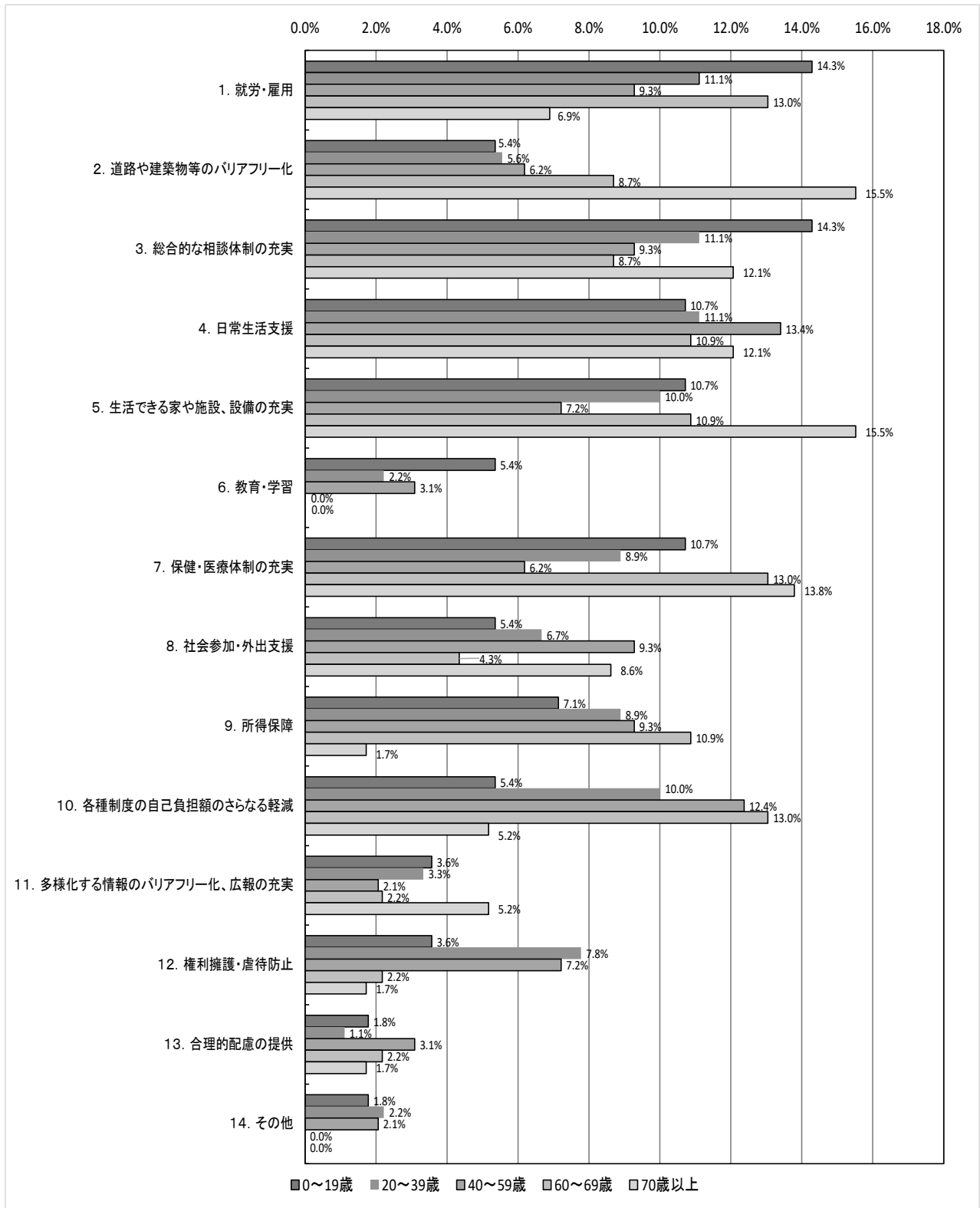
40～59歳では、「4. 日常生活支援」、次いで「10. 各種制度の自己負担のさらなる軽減」、「1. 就労・雇用」の順に多くなっています。

60～69歳では、「1. 就労・雇用」、「7. 保健・医療体制の充実」、「10. 各種制度の自己負担のさらなる軽減」が同率で、次いで「4. 日常生活支援」、「5. 生活できる家や施設、設備の充実」が同率の順に多くなっています。

70歳以上では、「2. 道路や建築物等のバリアフリー化」、「5. 生活できる家や施設、設備の充実」が同率で、次いで「7. 保健・医療体制の充実」、「3. 総合的な相談体制の充実」の順に多くなっています。

以上のことから、若い世代では、就労・雇用関係や相談体制の充実、中高年世代では、日常生活支援や各種制度の自己負担の軽減、高齢者世代では、生活できる家や施設等の充実（バリアフリー化含む）や保健・医療体制の充実を望む意見が多いことが伺われます。また、年代層によりニーズや課題等が異なることから、ライフステージに合わせて、支援関係者が連携し支援していく必要があります。

<複数回答>



<年齢別/回答者数><複数回答>

単位:人

	全体	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～69歳	70歳以上
1. 就労・雇用	37	8	10	9	6	4
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	27	3	5	6	4	9
3. 総合的な相談体制の充実	38	8	10	9	4	7
4. 日常生活支援	41	6	10	13	5	7
5. 生活できる家や施設、設備の充実	36	6	9	7	5	9
6. 教育・学習	8	3	2	3	0	0
7. 保健・医療体制の充実	34	6	8	6	6	8
8. 社会参加・外出支援	25	3	6	9	2	5
9. 所得保障	27	4	8	9	5	1
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	33	3	9	12	6	3
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	11	2	3	2	1	3
12. 権利擁護・虐待防止	18	2	7	7	1	1
13. 合理的配慮の提供	7	1	1	3	1	1
14. その他	5	1	2	2	0	0
<合計>	347	56	90	97	46	58

<年齢別/構成比><複数回答>

単位:%

	全体	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～69歳	70歳以上
1. 就労・雇用	10.7	14.3	11.1	9.3	13.0	6.9
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	7.8	5.4	5.6	6.2	8.7	15.5
3. 総合的な相談体制の充実	11.0	14.3	11.1	9.3	8.7	12.1
4. 日常生活支援	11.8	10.7	11.1	13.4	10.9	12.1
5. 生活できる家や施設、設備の充実	10.4	10.7	10.0	7.2	10.9	15.5
6. 教育・学習	2.3	5.4	2.2	3.1	0.0	0.0
7. 保健・医療体制の充実	9.8	10.7	8.9	6.2	13.0	13.8
8. 社会参加・外出支援	7.2	5.4	6.7	9.3	4.3	8.6
9. 所得保障	7.8	7.1	8.9	9.3	10.9	1.7
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	9.5	5.4	10.0	12.4	13.0	5.2
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	3.2	3.6	3.3	2.1	2.2	5.2
12. 権利擁護・虐待防止	5.2	3.6	7.8	7.2	2.2	1.7
13. 合理的配慮の提供	2.0	1.8	1.1	3.1	2.2	1.7
14. その他	1.4	1.8	2.2	2.1	0.0	0.0
<合計>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※端数処理の関係から合計が100%にならない場合があります

【参考：10歳単位の障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと】

回答者割合

<年齢別/回答者数><複数回答>

単位：人

	全体	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
1. 就労・雇用	37	1	7	5	5	4	5	6	4
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	27	2	1	5	0	2	4	4	9
3. 総合的な相談体制の充実	38	2	6	4	6	6	3	4	7
4. 日常生活支援	41	1	5	7	3	7	6	5	7
5. 生活できる家や施設、設備の充実	36	2	4	5	4	5	2	5	9
6. 教育・学習	8	1	2	2	0	2	1	0	0
7. 保健・医療体制の充実	34	2	4	4	4	4	2	6	8
8. 社会参加・外出支援	25	1	2	6	0	6	3	2	5
9. 所得保障	27	1	3	5	3	4	5	5	1
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	33	1	2	7	2	7	5	6	3
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	11	2	0	2	1	1	1	1	3
12. 権利擁護・虐待防止	18	2	0	4	3	4	3	1	1
13. 合理的配慮の提供	7	1	0	0	1	2	1	1	1
14. その他	5	0	1	2	0	1	1	0	0
<合計>	347	19	37	58	32	55	42	46	58

<年齢別/構成比><複数回答>

単位：%

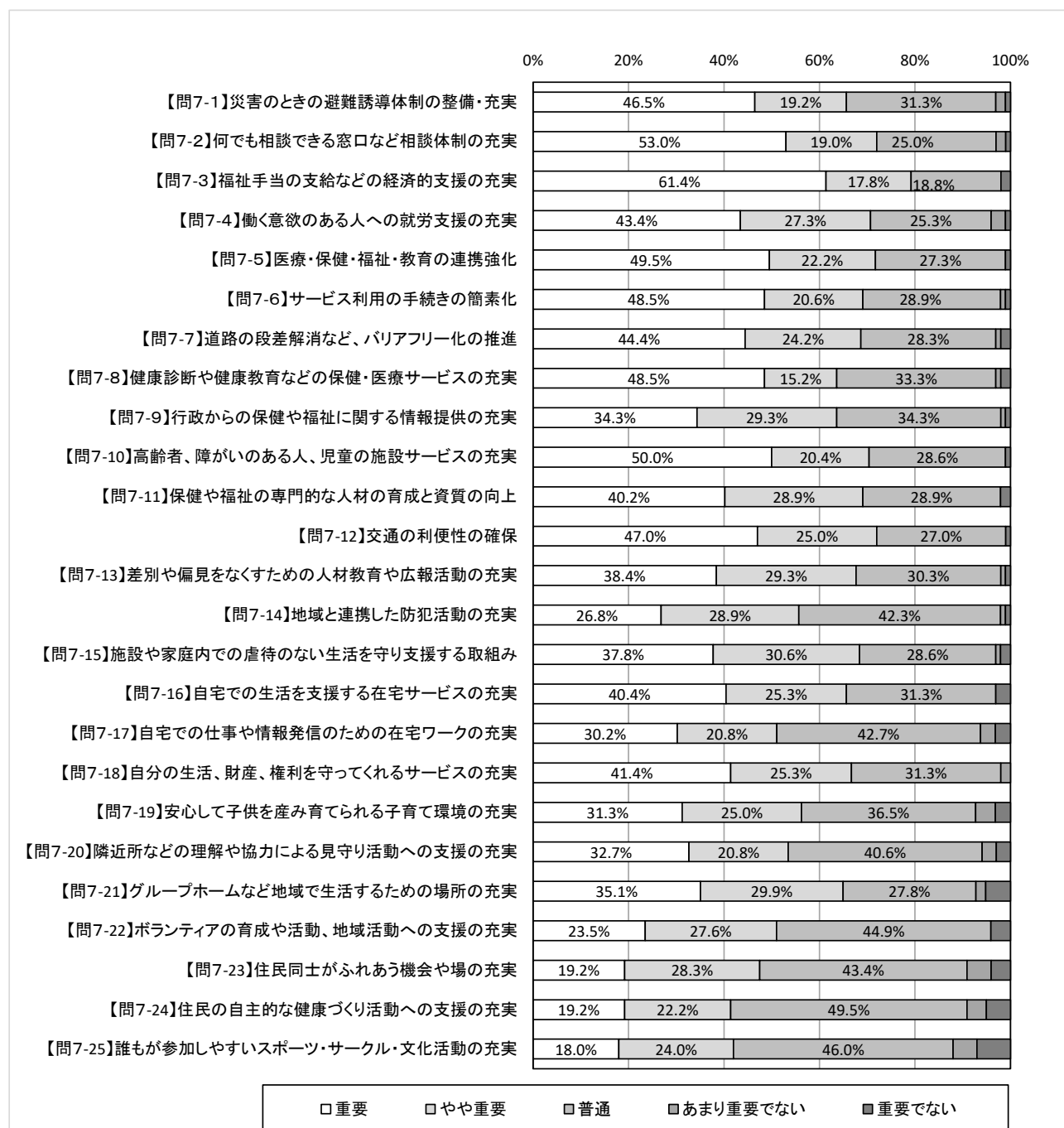
	全体	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
1. 就労・雇用	10.7	5.3	18.9	8.6	15.6	7.3	11.9	13.0	28.3
2. 道路や建築物等のバリアフリー化	7.8	10.5	2.7	8.6	0.0	3.6	9.5	8.7	18.3
3. 総合的な相談体制の充実	11.0	10.5	16.2	6.9	18.8	10.9	7.1	8.7	1.7
4. 日常生活支援	11.8	5.3	13.5	12.1	9.4	12.7	14.3	10.9	18.3
5. 生活できる家や施設、設備の充実	10.4	10.5	10.8	8.6	12.5	9.1	4.8	10.9	0.0
6. 教育・学習	2.3	5.3	5.4	3.4	0.0	3.6	2.4	0.0	1.7
7. 保健・医療体制の充実	9.8	10.5	10.8	6.9	12.5	7.3	4.8	13.0	11.7
8. 社会参加・外出支援	7.2	5.3	5.4	10.3	0.0	10.9	7.1	4.3	5.0
9. 所得保障	7.8	5.3	8.1	8.6	9.4	7.3	11.9	10.9	0.0
10. 各種制度の自己負担額のさらなる軽減	9.5	5.3	5.4	12.1	6.3	12.7	11.9	13.0	5.0
11. 多様化する情報のバリアフリー化、広報の充実	3.2	10.5	0.0	3.4	3.1	1.8	2.4	2.2	3.3
12. 権利擁護・虐待防止	5.2	10.5	0.0	6.9	9.4	7.3	7.1	2.2	0.0
13. 合理的配慮の提供	2.0	5.3	0.0	0.0	3.1	3.6	2.4	2.2	0.0
14. その他	1.4	0.0	2.7	3.4	0.0	1.8	2.4	0.0	5.0
<合計>	347	19	37	58	32	55	42	46	60

<年齢別/回答者数>

	回答者数 (人)	構成比 (%)
1. 0～9歳	2	1.9
2. 10～19歳	10	9.5
3. 20～29歳	13	12.4
4. 30～39歳	9	8.6
5. 40～49歳	12	11.4
6. 50～59歳	13	12.4
7. 60～69歳	18	17.1
8. 70歳以上	28	26.7
<合計>	105	100.0

問7-1 障がい者(児)の施策について重要と感じること〔全体〕

「重要」と「やや重要」を合わせた値では、「【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実」が最も多く、「【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実」と「【問7-12】交通の利便性の確保」が同率で多く、次いで「【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化」の順に多くなっています。



※10%未満の数値は非表示

<回答者数>

単位：人

	全体	1. 重要	2. やや重要	3. 普通	4. あまり重要でない	5. 重要でない
【問7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	99	46	19	31	2	1
【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実	100	53	19	25	2	1
【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	101	62	18	19	0	2
【問7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	99	43	27	25	3	1
【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	99	49	22	27	0	1
【問7-6】サービス利用の手続きの簡素化	97	47	20	28	1	1
【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	99	44	24	28	1	2
【問7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	99	48	15	33	1	2
【問7-9】行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	99	34	29	34	1	1
【問7-10】高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	98	49	20	28	0	1
【問7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	97	39	28	28	0	2
【問7-12】交通の利便性の確保	100	47	25	27	0	1
【問7-13】差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実	99	38	29	30	1	1
【問7-14】地域と連携した防犯活動の充実	97	26	28	41	1	1
【問7-15】施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取組み	98	37	30	28	1	2
【問7-16】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	99	40	25	31	0	3
【問7-17】自宅での仕事や情報発信のための在宅ワークの充実	96	29	20	41	3	3
【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	99	41	25	31	2	0
【問7-19】安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実	96	30	24	35	4	3
【問7-20】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	101	33	21	41	3	3
【問7-21】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	97	34	29	27	2	5
【問7-22】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	98	23	27	44	0	4
【問7-23】住民同士がふれあう機会や場の充実	99	19	28	43	5	4
【問7-24】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	99	19	22	49	4	5
【問7-25】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	100	18	24	46	5	7

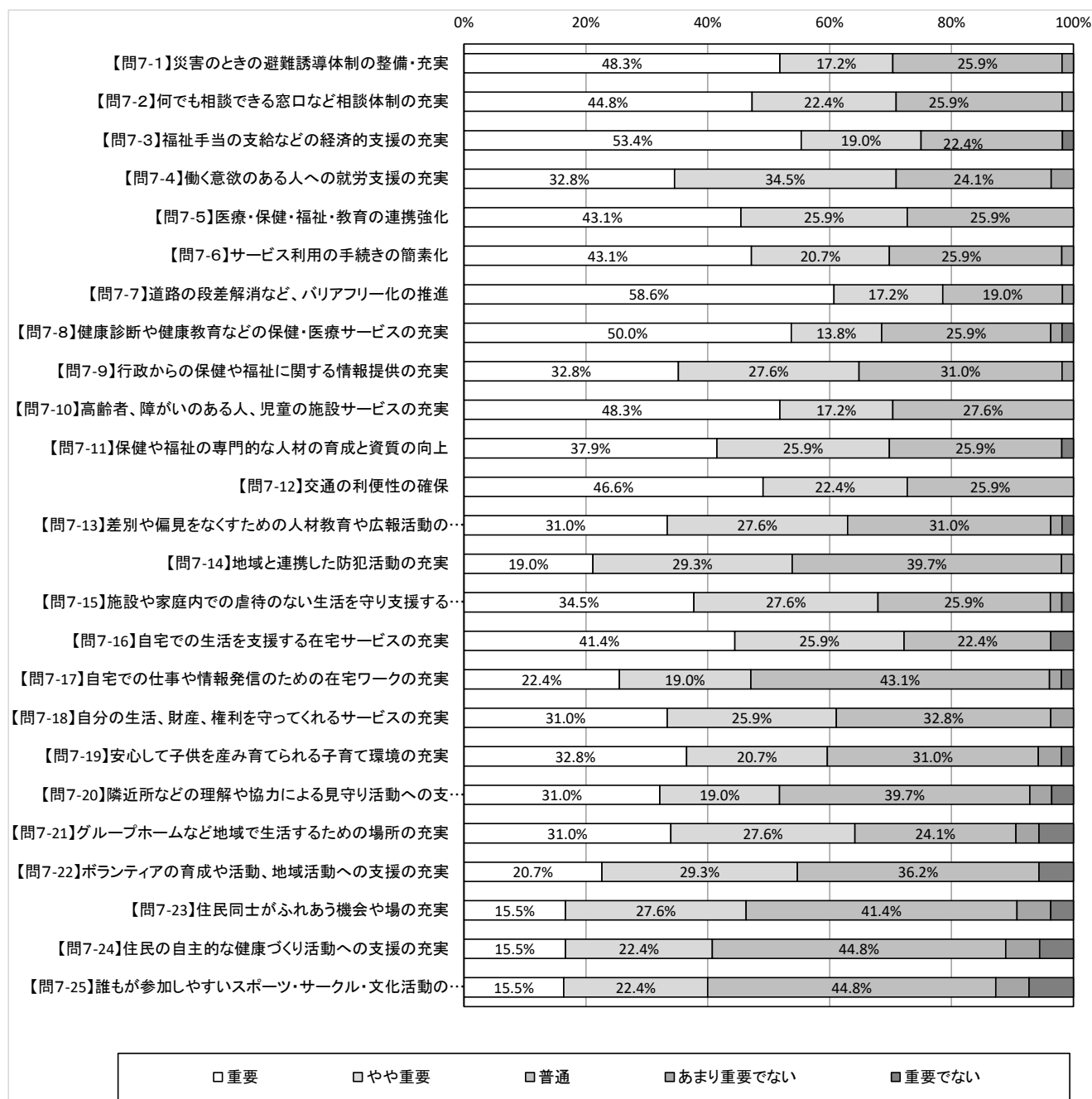
<構成比>

単位：%

	全体	1. 重要	2. やや重要	3. 普通	4. あまり重要でない	5. 重要でない
【問7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	100.0	46.5	19.2	31.3	2.0	1.0
【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実	100.0	53.0	19.0	25.0	2.0	1.0
【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	100.0	61.4	17.8	18.8	0.0	2.0
【問7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	100.0	43.4	27.3	25.3	3.0	1.0
【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	100.0	49.5	22.2	27.3	0.0	1.0
【問7-6】サービス利用の手続きの簡素化	100.0	48.5	20.6	28.9	1.0	1.0
【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	100.0	44.4	24.2	28.3	1.0	2.0
【問7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	100.0	48.5	15.2	33.3	1.0	2.0
【問7-9】行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	100.0	34.3	29.3	34.3	1.0	1.0
【問7-10】高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	100.0	50.0	20.4	28.6	0.0	1.0
【問7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	100.0	40.2	28.9	28.9	0.0	2.1
【問7-12】交通の利便性の確保	100.0	47.0	25.0	27.0	0.0	1.0
【問7-13】差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実	100.0	38.4	29.3	30.3	1.0	1.0
【問7-14】地域と連携した防犯活動の充実	100.0	26.8	28.9	42.3	1.0	1.0
【問7-15】施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取組み	100.0	37.8	30.6	28.6	1.0	2.0
【問7-16】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	100.0	40.4	25.3	31.3	0.0	3.0
【問7-17】自宅での仕事や情報発信のための在宅ワークの充実	100.0	30.2	20.8	42.7	3.1	3.1
【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	100.0	41.4	25.3	31.3	2.0	0.0
【問7-19】安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実	100.0	31.3	25.0	36.5	4.2	3.1
【問7-20】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	100.0	32.7	20.8	40.6	3.0	3.0
【問7-21】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	100.0	35.1	29.9	27.8	2.1	5.2
【問7-22】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	100.0	23.5	27.6	44.9	0.0	4.1
【問7-23】住民同士がふれあう機会や場の充実	100.0	19.2	28.3	43.4	5.1	4.0
【問7-24】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	100.0	19.2	22.2	49.5	4.0	5.1
【問7-25】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	100.0	18.0	24.0	46.0	5.0	7.0

問7-2 障がい者(児)施策について重要と感じること〔身体障がい者(児)〕

全体で、「重要」と「やや重要」を合わせた値では、「【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進」が最も多く、次いで「【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実」、次いで「【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化」、「【問7-12】交通の利便性の確保」は同率で多くなっています。



※10%未満の数値は非表示

<回答者数>

単位:人

	全体	1. 重要	2. やや重要	3. 普通	4. あまり重要でない	5. 重要でない	無回答
【問7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	58	28	10	15	1	0	4
【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実	58	26	13	15	1	0	3
【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	58	31	11	13	0	1	2
【問7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	58	19	20	14	2	0	3
【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	58	25	15	15	0	0	3
【問7-6】サービス利用の手続きの簡素化	58	25	12	15	1	0	5
【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	58	34	10	11	1	0	2
【問7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	58	29	8	15	1	1	4
【問7-9】行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	58	19	16	18	1	0	4
【問7-10】高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	58	28	10	16	0	0	4
【問7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	58	22	15	15	0	1	5
【問7-12】交通の利便性の確保	58	27	13	15	0	0	3
【問7-13】差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実	58	18	16	18	1	1	4
【問7-14】地域と連携した防犯活動の充実	58	11	17	23	1	0	6
【問7-15】施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取組み	58	20	16	15	1	1	5
【問7-16】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	58	24	15	13	0	2	4
【問7-17】自宅での仕事や情報発信のための在宅ワークの充実	58	13	11	25	1	1	7
【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	58	18	15	19	2	0	4
【問7-19】安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実	58	19	12	18	2	1	6
【問7-20】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	58	18	11	23	2	2	2
【問7-21】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	58	18	16	14	2	3	5
【問7-22】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	58	12	17	21	0	3	5
【問7-23】住民同士がふれあう機会や場の充実	58	9	16	24	3	2	4
【問7-24】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	58	9	13	26	3	3	4
【問7-25】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	58	9	13	26	3	4	3

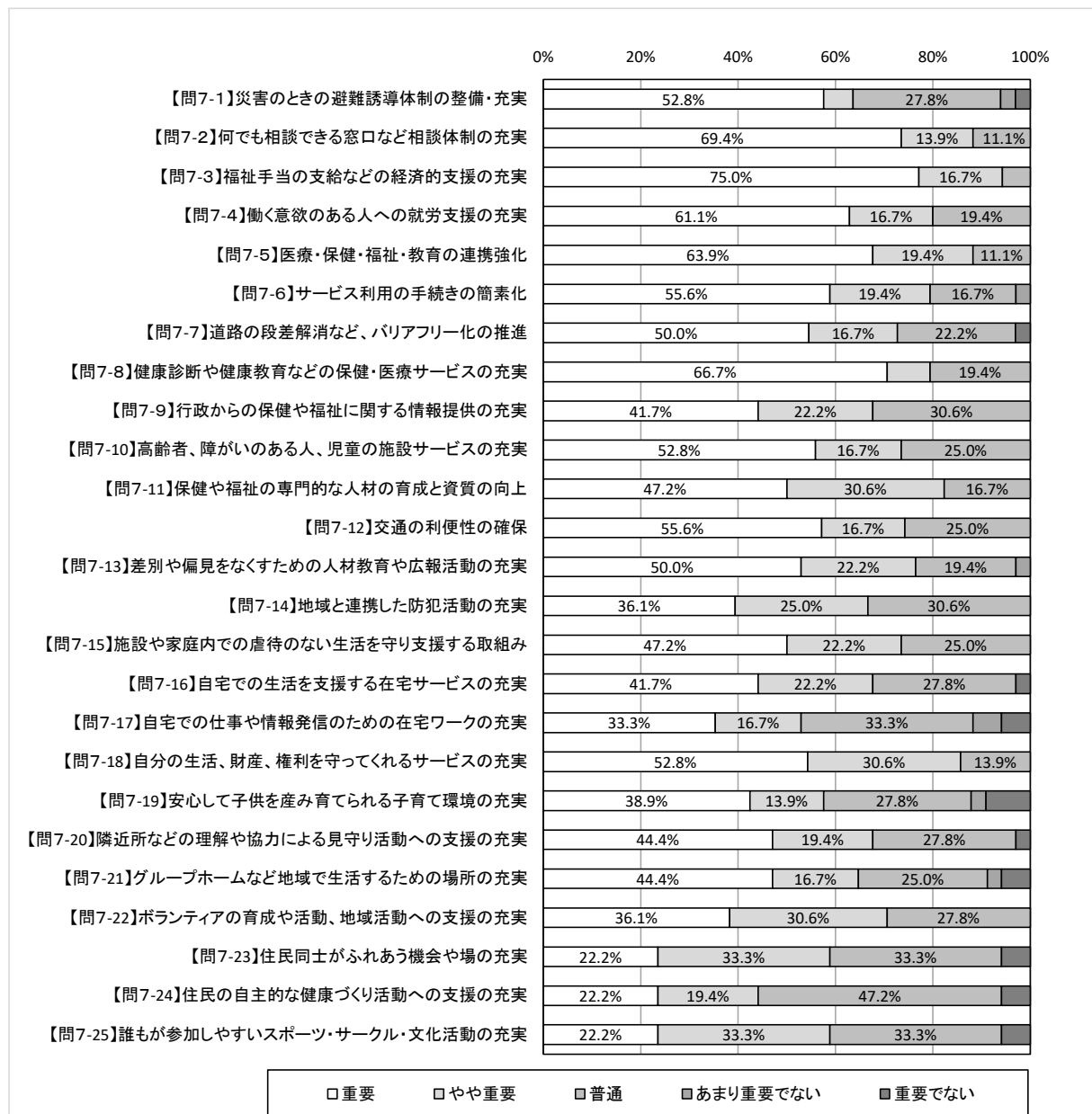
<構成比>

単位:%

	全体	1. 重要	2. やや重要	3. 普通	4. あまり重要でない	5. 重要でない
【問7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	93.1	48.3	17.2	25.9	1.7	0.0
【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実	94.8	44.8	22.4	25.9	1.7	0.0
【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	96.6	53.4	19.0	22.4	0.0	1.7
【問7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	94.8	32.8	34.5	24.1	3.4	0.0
【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	94.8	43.1	25.9	25.9	0.0	0.0
【問7-6】サービス利用の手続きの簡素化	91.4	43.1	20.7	25.9	1.7	0.0
【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	96.6	58.6	17.2	19.0	1.7	0.0
【問7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	93.1	50.0	13.8	25.9	1.7	1.7
【問7-9】行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	93.1	32.8	27.6	31.0	1.7	0.0
【問7-10】高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	93.1	48.3	17.2	27.6	0.0	0.0
【問7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	91.4	37.9	25.9	25.9	0.0	1.7
【問7-12】交通の利便性の確保	94.8	46.6	22.4	25.9	0.0	0.0
【問7-13】差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実	93.1	31.0	27.6	31.0	1.7	1.7
【問7-14】地域と連携した防犯活動の充実	89.7	19.0	29.3	39.7	1.7	0.0
【問7-15】施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取組み	91.4	34.5	27.6	25.9	1.7	1.7
【問7-16】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	93.1	41.4	25.9	22.4	0.0	3.4
【問7-17】自宅での仕事や情報発信のための在宅ワークの充実	87.9	22.4	19.0	43.1	1.7	1.7
【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	93.1	31.0	25.9	32.8	3.4	0.0
【問7-19】安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実	89.7	32.8	20.7	31.0	3.4	1.7
【問7-20】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	96.6	31.0	19.0	39.7	3.4	3.4
【問7-21】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	91.4	31.0	27.6	24.1	3.4	5.2
【問7-22】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	91.4	20.7	29.3	36.2	0.0	5.2
【問7-23】住民同士がふれあう機会や場の充実	93.1	15.5	27.6	41.4	5.2	3.4
【問7-24】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	93.1	15.5	22.4	44.8	5.2	5.2
【問7-25】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	94.8	15.5	22.4	44.8	5.2	6.9

問7-3 障がい者(児)施策について重要と感じること〔知的障がい者(児)〕

「重要」と「やや重要」を合わせた値では、「【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実」が最も多く、次いで「【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実」、次いで「【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実」と「【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化」が同率で、回答の多い順となっています。



※10%未満の数値は非表示

<回答者数>

単位:人

	全体	1. 重要	2. やや重要	3. 普通	4. あまり重要でない	5. 重要でない	無回答
【問7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	36	19	2	10	1	1	3
【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実	36	25	5	4	0	0	2
【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	36	27	6	2	0	0	1
【問7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	36	22	6	7	0	0	1
【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	36	23	7	4	0	0	2
【問7-6】サービス利用の手続きの簡素化	36	20	7	6	1	0	2
【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	36	18	6	8	0	1	3
【問7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	36	24	3	7	0	0	2
【問7-9】行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	36	15	8	11	0	0	2
【問7-10】高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	36	19	6	9	0	0	2
【問7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	36	17	11	6	0	0	2
【問7-12】交通の利便性の確保	36	20	6	9	0	0	1
【問7-13】差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実	36	18	8	7	1	0	2
【問7-14】地域と連携した防犯活動の充実	36	13	9	11	0	0	3
【問7-15】施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取組み	36	17	8	9	0	0	2
【問7-16】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	36	15	8	10	0	1	2
【問7-17】自宅での仕事や情報発信のための在宅ワークの充実	36	12	6	12	2	2	2
【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	36	19	11	5	0	0	1
【問7-19】安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実	36	14	5	10	1	3	3
【問7-20】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	36	16	7	10	0	1	2
【問7-21】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	36	16	6	9	1	2	2
【問7-22】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	36	13	11	10	0	0	2
【問7-23】住民同士がふれあう機会や場の充実	36	8	12	12	0	2	2
【問7-24】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	36	8	7	17	0	2	2
【問7-25】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	36	8	12	12	0	2	2

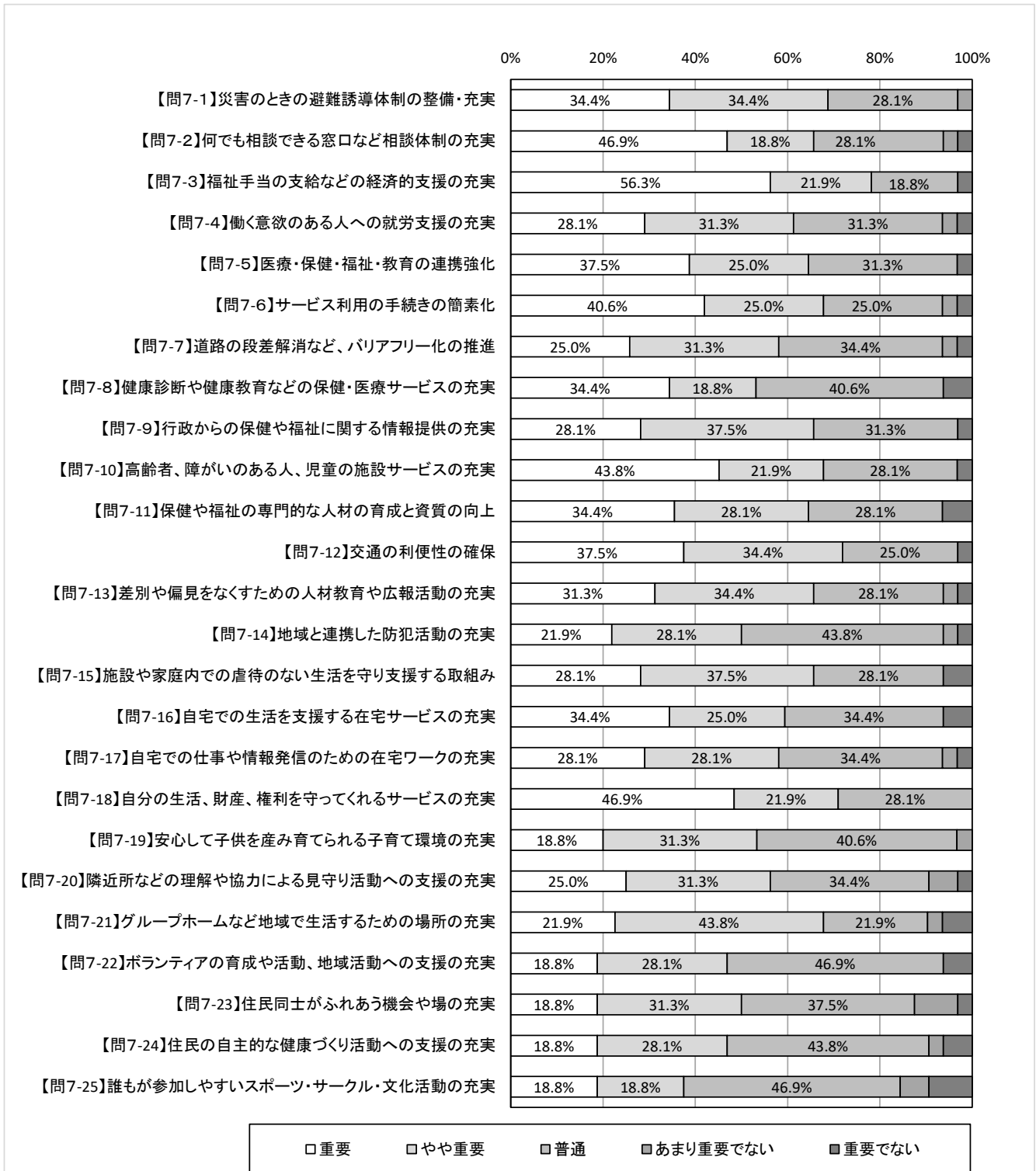
<構成比>

単位:%

	全体	1. 重要	2. やや重要	3. 普通	4. あまり重要でない	5. 重要でない
【問7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	91.7	52.8	5.6	27.8	2.8	2.8
【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実	94.4	69.4	13.9	11.1	0.0	0.0
【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	97.2	75.0	16.7	5.6	0.0	0.0
【問7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	97.2	61.1	16.7	19.4	0.0	0.0
【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	94.4	63.9	19.4	11.1	0.0	0.0
【問7-6】サービス利用の手続きの簡素化	94.4	55.6	19.4	16.7	2.8	0.0
【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	91.7	50.0	16.7	22.2	0.0	2.8
【問7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	94.4	66.7	8.3	19.4	0.0	0.0
【問7-9】行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	94.4	41.7	22.2	30.6	0.0	0.0
【問7-10】高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	94.4	52.8	16.7	25.0	0.0	0.0
【問7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	94.4	47.2	30.6	16.7	0.0	0.0
【問7-12】交通の利便性の確保	97.2	55.6	16.7	25.0	0.0	0.0
【問7-13】差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実	94.4	50.0	22.2	19.4	2.8	0.0
【問7-14】地域と連携した防犯活動の充実	91.7	36.1	25.0	30.6	0.0	0.0
【問7-15】施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取組み	94.4	47.2	22.2	25.0	0.0	0.0
【問7-16】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	94.4	41.7	22.2	27.8	0.0	2.8
【問7-17】自宅での仕事や情報発信のための在宅ワークの充実	94.4	33.3	16.7	33.3	5.6	5.6
【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	97.2	52.8	30.6	13.9	0.0	0.0
【問7-19】安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実	91.7	38.9	13.9	27.8	2.8	8.3
【問7-20】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	94.4	44.4	19.4	27.8	0.0	2.8
【問7-21】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	94.4	44.4	16.7	25.0	2.8	5.6
【問7-22】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	94.4	36.1	30.6	27.8	0.0	0.0
【問7-23】住民同士がふれあう機会や場の充実	94.4	22.2	33.3	33.3	0.0	5.6
【問7-24】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	94.4	22.2	19.4	47.2	0.0	5.6
【問7-25】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	94.4	22.2	33.3	33.3	0.0	5.6

問7-4 障がい者(児)施策について重要と感じること〔精神障がい者(児)〕

「重要」と「やや重要」を合わせた値では、「【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実」が最も多く、次いで「【問7-12】交通の利便性の確保」が多く、「【問7-1】災害のときの避難誘導體制の整備・充実」と【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実」は同率で多くなっています。



※10%未満の数値は非表示

<回答者数>

単位:人

	全体	1. 重要	2. やや重要	3. 普通	4. あまり重要でない	5. 重要でない	無回答
【問7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	32	11	11	9	1	0	0
【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実	32	15	6	9	1	1	0
【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	32	18	7	6	0	1	0
【問7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	32	9	10	10	1	1	1
【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	32	12	8	10	0	1	1
【問7-6】サービス利用の手続きの簡素化	32	13	8	8	1	1	1
【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	32	8	10	11	1	1	1
【問7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	32	11	6	13	0	2	0
【問7-9】行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	32	9	12	10	0	1	0
【問7-10】高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	32	14	7	9	0	1	1
【問7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	32	11	9	9	0	2	1
【問7-12】交通の利便性の確保	32	12	11	8	0	1	0
【問7-13】差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実	32	10	11	9	1	1	0
【問7-14】地域と連携した防犯活動の充実	32	7	9	14	1	1	0
【問7-15】施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取組み	32	9	12	9	0	2	0
【問7-16】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	32	11	8	11	0	2	0
【問7-17】自宅での仕事や情報発信のための在宅ワークの充実	32	9	9	11	1	1	1
【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	32	15	7	9	0	0	1
【問7-19】安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実	32	6	10	13	1	0	2
【問7-20】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	32	8	10	11	2	1	0
【問7-21】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	32	7	14	7	1	2	1
【問7-22】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	32	6	9	15	0	2	0
【問7-23】住民同士がふれあう機会や場の充実	32	6	10	12	3	1	0
【問7-24】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	32	6	9	14	1	2	0
【問7-25】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	32	6	6	15	2	3	0

<構成比>

単位:%

	全体	1. 重要	2. やや重要	3. 普通	4. あまり重要でない	5. 重要でない
【問7-1】災害のときの避難誘導体制の整備・充実	100.0	34.4	34.4	28.1	3.1	0.0
【問7-2】何でも相談できる窓口など相談体制の充実	100.0	46.9	18.8	28.1	3.1	3.1
【問7-3】福祉手当の支給などの経済的支援の充実	100.0	56.3	21.9	18.8	0.0	3.1
【問7-4】働く意欲のある人への就労支援の充実	96.9	28.1	31.3	31.3	3.1	3.1
【問7-5】医療・保健・福祉・教育の連携強化	96.9	37.5	25.0	31.3	0.0	3.1
【問7-6】サービス利用の手続きの簡素化	96.9	40.6	25.0	25.0	3.1	3.1
【問7-7】道路の段差解消など、バリアフリー化の推進	96.9	25.0	31.3	34.4	3.1	3.1
【問7-8】健康診断や健康教育などの保健・医療サービスの充実	100.0	34.4	18.8	40.6	0.0	6.3
【問7-9】行政からの保健や福祉に関する情報提供の充実	100.0	28.1	37.5	31.3	0.0	3.1
【問7-10】高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスの充実	96.9	43.8	21.9	28.1	0.0	3.1
【問7-11】保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	96.9	34.4	28.1	28.1	0.0	6.3
【問7-12】交通の利便性の確保	100.0	37.5	34.4	25.0	0.0	3.1
【問7-13】差別や偏見をなくすための人材教育や広報活動の充実	100.0	31.3	34.4	28.1	3.1	3.1
【問7-14】地域と連携した防犯活動の充実	100.0	21.9	28.1	43.8	3.1	3.1
【問7-15】施設や家庭内での虐待のない生活を守り支援する取組み	100.0	28.1	37.5	28.1	0.0	6.3
【問7-16】自宅での生活を支援する在宅サービスの充実	100.0	34.4	25.0	34.4	0.0	6.3
【問7-17】自宅での仕事や情報発信のための在宅ワークの充実	96.9	28.1	28.1	34.4	3.1	3.1
【問7-18】自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実	96.9	46.9	21.9	28.1	0.0	0.0
【問7-19】安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実	93.8	18.8	31.3	40.6	3.1	0.0
【問7-20】隣近所などの理解や協力による見守り活動への支援の充実	100.0	25.0	31.3	34.4	6.3	3.1
【問7-21】グループホームなど地域で生活するための場所の充実	96.9	21.9	43.8	21.9	3.1	6.3
【問7-22】ボランティアの育成や活動、地域活動への支援の充実	100.0	18.8	28.1	46.9	0.0	6.3
【問7-23】住民同士がふれあう機会や場の充実	100.0	18.8	31.3	37.5	9.4	3.1
【問7-24】住民の自主的な健康づくり活動への支援の充実	100.0	18.8	28.1	43.8	3.1	6.3
【問7-25】誰もが参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	100.0	18.8	18.8	46.9	6.3	9.4

問8-1 運動・スポーツについて

前回と比較し、今回の回答は、「1. 観ることも、することも、どちらも好き」と「2. 観ることだけが好き」と「3. することだけが好き」を合わせた運動・スポーツへの関心について、前回よりも7.3ポイント増加しています。

今回は全体では、「1. 観ることも、することも、どちらも好き」、次いで「2. 観ることだけが好き」、「4. 観ることも、することも、どちらも好きではない」の順に多くなっています。

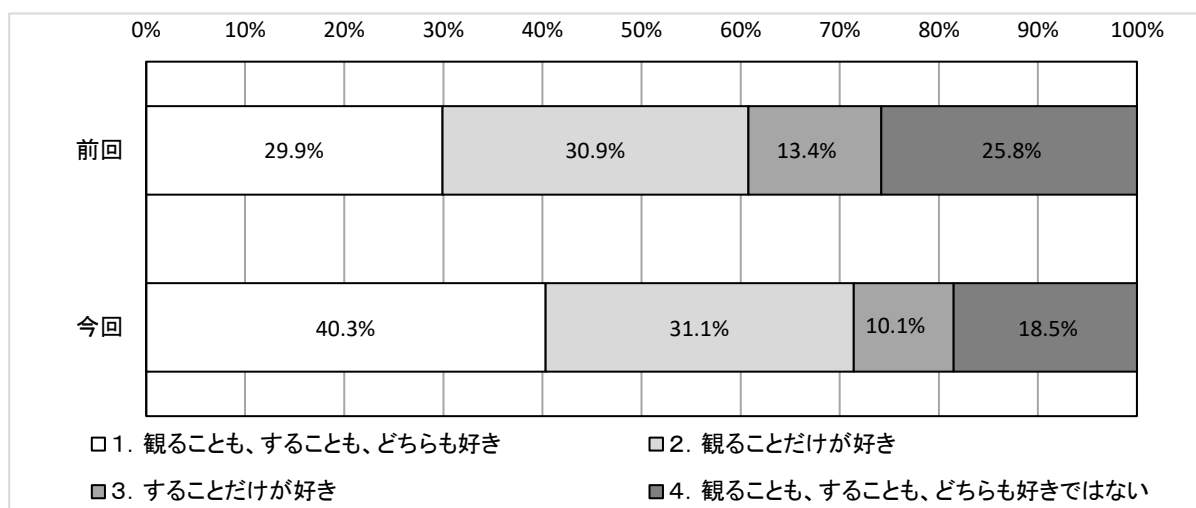
身体障がい者(児)では、「1. 観ることも、することも、どちらも好き」、次いで「2. 観ることだけが好き」、「4. 観ることも、することも、どちらも好きではない」の順に多くなっています。

知的障がい者(児)では、「1. 観ることも、することも、どちらも好き」、次いで「3. することだけが好き」、「4. 観ることも、することも、どちらも好きではない」の順に多くなっています。

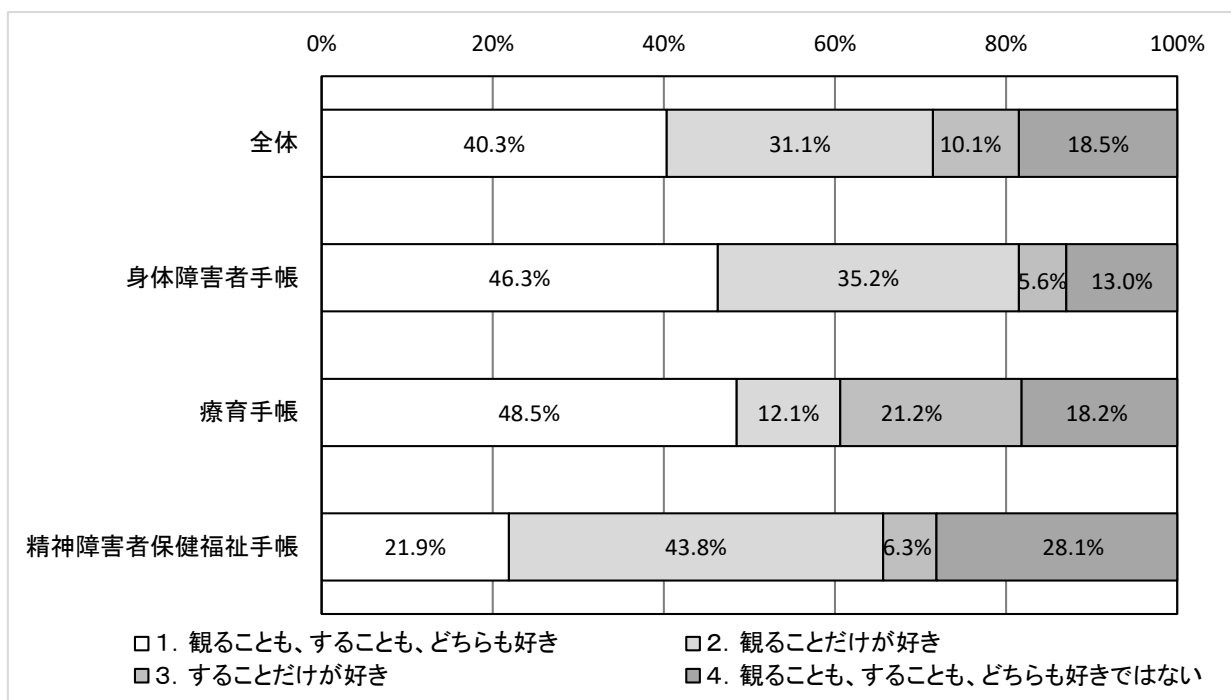
精神障がい者(児)では、「2. 観ることだけが好き」、次いで「4. 観ることも、することも、どちらも好きではない」、「1. 観ることも、することも、どちらも好き」の順に多くなっています。

以上のことから、全体としては運動・スポーツに関心はあるものの、3つの障がい種別の中で比較すると、身体障がい者(児)では、スポーツを観ることに、知的障がい者(児)では、スポーツをすることに、より関心を持っている傾向があり、一方で、精神障がい者(児)では、スポーツをすることに、あまり関心を持っていない傾向が伺えます。

【前回との比較】



【今回の内訳】



＜障害手帳別/回答者数＞

単位：人

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1. 観ることも、することも、どちらも好き	48	25	16	7
2. 観ることだけが好き	37	19	4	14
3. することだけが好き	12	3	7	2
4. 観ることも、することも、どちらも好きではない	22	7	6	9

＜障害手帳別/構成比＞

単位：%

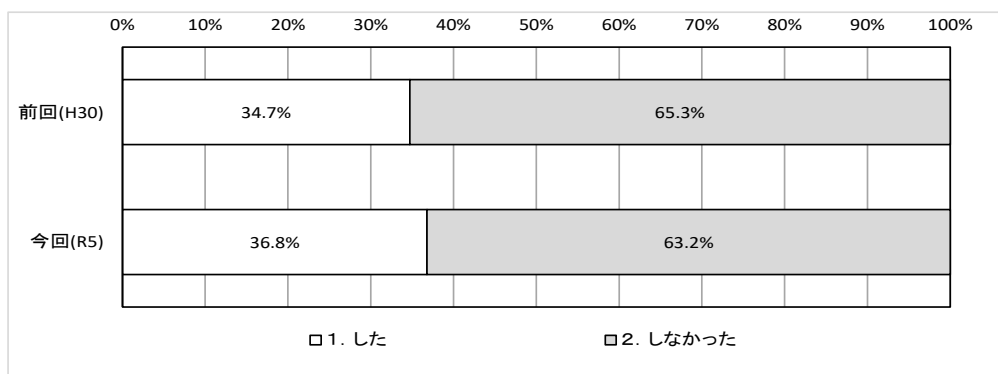
	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1. 観ることも、することも、どちらも好き	40.3	46.3	48.5	21.9
2. 観ることだけが好き	31.1	35.2	12.1	43.8
3. することだけが好き	10.1	5.6	21.2	6.3
4. 観ることも、することも、どちらも好きではない	18.5	13.0	18.2	28.1

問8-2 この1年間に運動・スポーツをしましたか

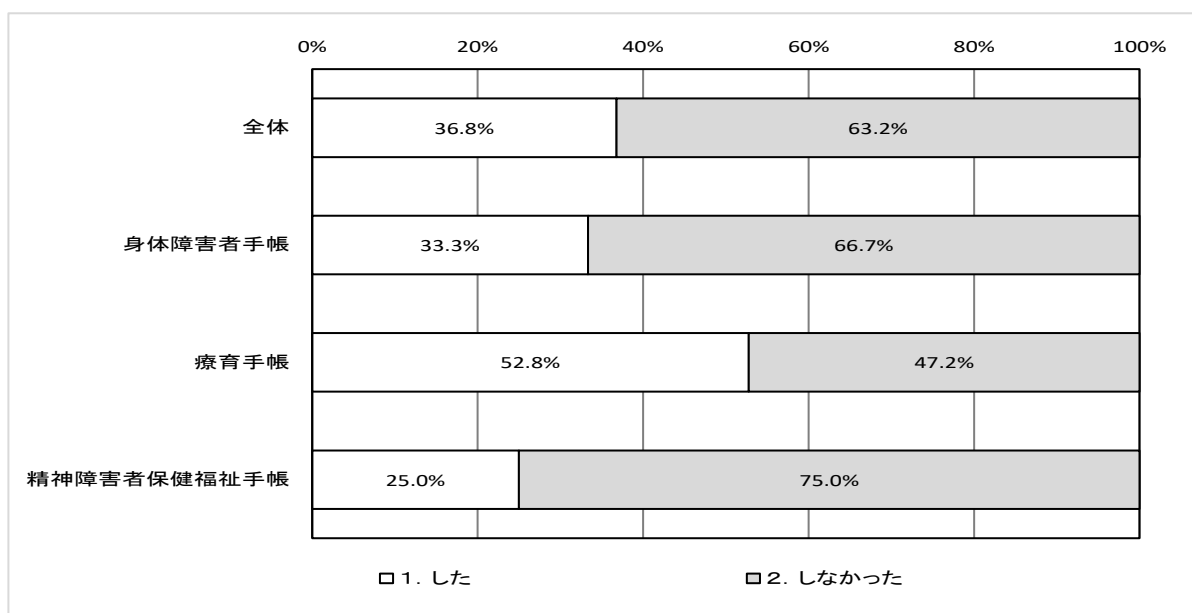
前回比較では、今回も前回と同様「2. しなかった」が60%台と多くなっています。

障がい種別でみると、身体障がい者(児)と精神障がい者(児)は「2. しなかった」が多く、知的障がい者(児)は「1. した」が多くなっています。

【前回との比較】



【今回の内訳】



<障害手帳/回答者数>

単位:人

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1. した	46	19	19	8
2. しなかった	79	38	17	24
<合計>	125	57	36	32

<障害手帳/構成比>

単位:%

	全体	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
1. した	36.8	33.3	52.8	25.0
2. しなかった	63.2	66.7	47.2	75.0
<合計>	100.0	100.0	100.0	100.0

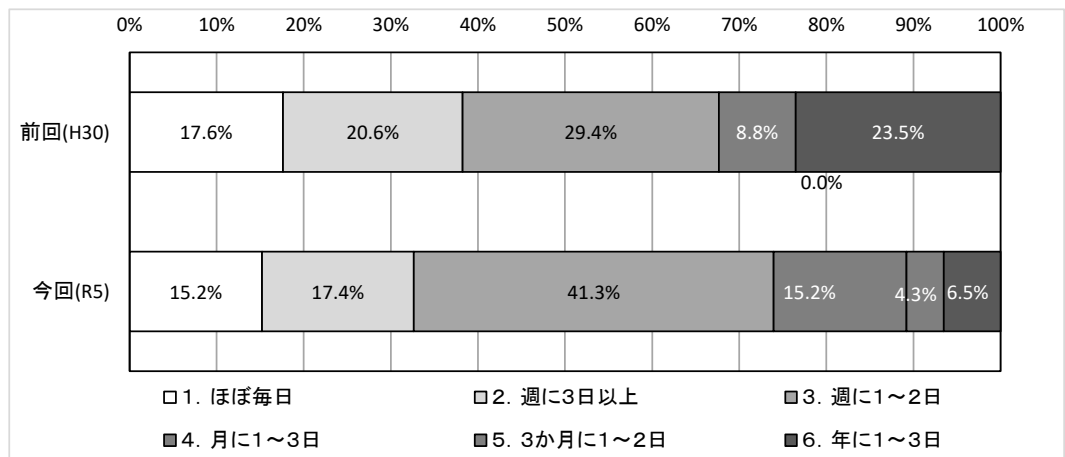
問8-3 運動・スポーツの頻度

前回比較では、「1. ほぼ毎日」と「2. 週に3日以上」と「3. 週に1～2日」を合わせた週に1日以上の運動・スポーツの頻度について、6.3ポイント増加しています。

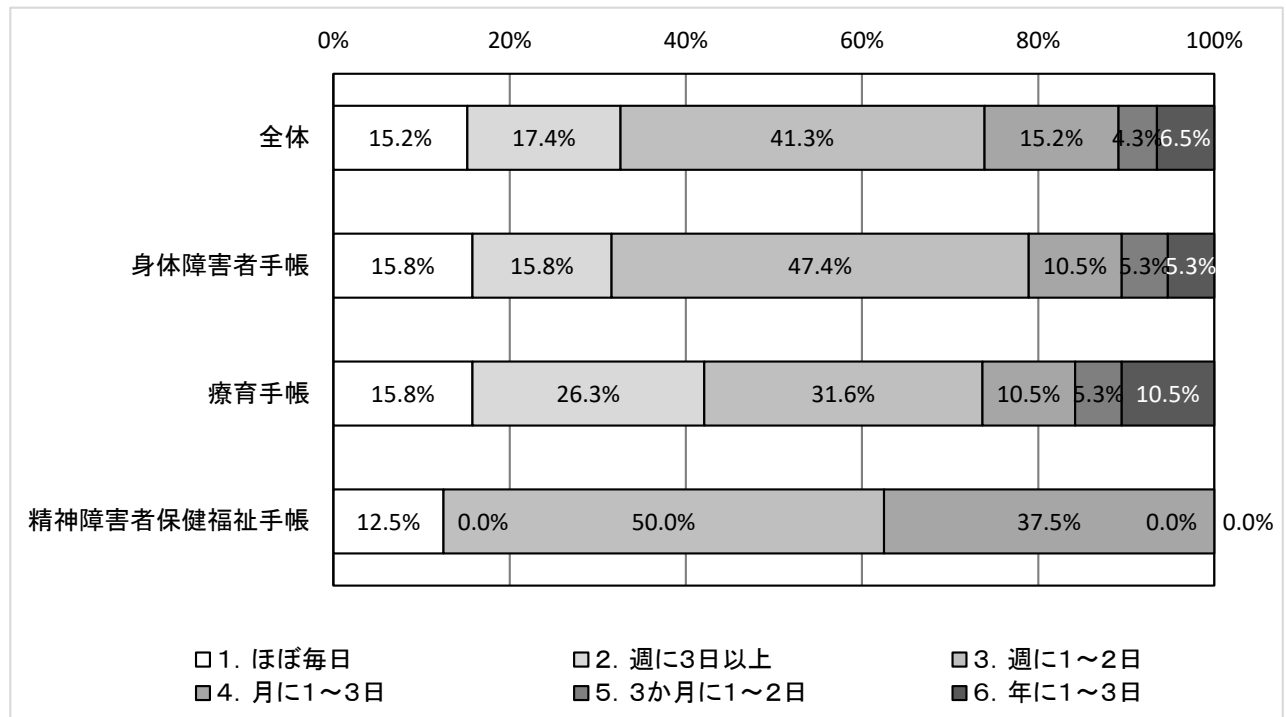
週に1日以上の運動・スポーツの頻度について、全体では73.9%の方が、身体障がい者(児)では79.0%の方が、知的障がい者(児)では73.7%の方が、精神障がい者(児)では62.5%の方が、運動・スポーツを行っているという回答がありました。

以上のことから、全体的には、運動・スポーツをしており、増加傾向ですが、3つの障がい種別の中で比較すると、精神障がい者(児)においては、頻度が少ない傾向が伺えます。

【前回との比較】



【今回の内訳】



<障害手帳別/回答者数>

単位:人

	全体	1. ほぼ 毎日	2. 週に 3日以上	3. 週に 1~2日	4. 月に 1~3日	5. 3か 月に1~ 2日	6. 年に 1~3日
身体障害者手帳	19	3	3	9	2	1	1
療育手帳	19	3	5	6	2	1	2
精神障害者保健福祉手帳	8	1	0	4	3	0	0
<合計>	46	7	8	19	7	2	3

<障害手帳別/構成比>

単位:%

	全体	1. ほぼ 毎日	2. 週に 3日以上	3. 週に 1~2日	4. 月に 1~3日	5. 3か 月に1~ 2日	6. 年に 1~3日
身体障害者手帳	100.0	15.8	15.8	47.4	10.5	5.3	5.3
療育手帳	100.0	15.8	26.3	31.6	10.5	5.3	10.5
精神障害者保健福祉手帳	100.0	12.5	0.0	50.0	37.5	0.0	0.0
<合計>	100.0	15.2	17.4	41.3	15.2	4.3	6.5

2 障がい者(児)等の動向

(1) 身体障がい者(児)

①身体障がい者(児)数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	0～5歳	6～17歳	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	合計	人口	割合
平成10年度	8	32	80	427	365	361	1,273	43,218	2.9%
平成11年度	7	35	82	430	340	414	1,308	43,203	3.0%
平成12年度	9	32	78	419	364	420	1,322	43,095	3.1%
平成13年度	11	31	75	414	379	449	1,359	43,081	3.2%
平成14年度	8	30	75	423	362	459	1,357	43,214	3.1%
平成15年度	4	31	81	430	395	482	1,423	43,193	3.3%
平成16年度	3	34	81	495	450	622	1,685	48,066	3.5%
平成17年度	3	33	81	491	436	686	1,730	46,788	3.7%
平成18年度	3	29	86	451	456	718	1,743	46,487	3.7%
平成19年度	4	25	93	467	457	760	1,806	46,348	3.9%
平成20年度	6	24	86	438	436	768	1,758	46,132	3.8%
平成21年度	11	22	80	453	455	859	1,880	45,830	4.1%
平成22年度	9	22	76	479	435	899	1,920	45,638	4.2%
平成23年度	11	21	83	476	446	913	1,950	45,432	4.3%
平成24年度	7	25	74	445	450	958	1,959	45,062	4.3%
平成25年度	6	27	72	443	469	951	1,968	44,627	4.4%
平成26年度	5	25	69	440	486	985	2,010	44,206	4.5%
平成27年度	4	25	75	423	484	954	1,965	43,909	4.5%
平成28年度	4	25	76	394	464	953	1,916	43,530	4.4%
平成29年度	4	24	73	375	443	967	1,886	43,142	4.4%
平成30年度	4	21	75	361	423	974	1,858	42,544	4.4%
令和元年度	7	21	78	381	441	929	1,857	42,157	4.4%
令和2年度	5	22	73	339	419	981	1,839	42,006	4.4%
令和3年度	3	25	67	324	395	959	1,773	41,490	4.3%
令和4年度	1	22	72	320	380	1,024	1,819	41,048	4.4%

②障がい種別 身体障がい者(児)数の推移

(単位：人)(各年度末現在)

	肢体 不自由	視覚	聴覚	平衡	音声 言語	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 直腸	小腸	肝臓	免疫	合計
平成10年度	786	95	106	2	14	162	62	19	25	2			1,273
平成11年度	819	88	106	2	16	163	63	23	25	3			1,308
平成12年度	828	94	102	2	16	165	63	26	24	2			1,322
平成13年度	845	89	107	2	15	173	71	30	25	2			1,359
平成14年度	845	85	102	2	16	175	67	37	25	3			1,357
平成15年度	872	88	108	2	14	182	84	34	37	2			1,423
平成16年度	1,044	102	126	2	18	209	91	45	46	2			1,685
平成17年度	1,077	102	129	3	19	217	88	44	47	4			1,730
平成18年度	1,116	90	105	4	21	223	88	44	48	4			1,743
平成19年度	1,176	94	105	2	15	231	90	38	51	4			1,806
平成20年度	1,109	96	123	1	18	234	90	33	49	5			1,758
平成21年度	1,184	102	123	1	15	246	104	40	60	5			1,880
平成22年度	1,195	102	131	1	14	268	109	35	60	5			1,920
平成23年度	1,207	101	138	1	14	268	109	36	70	6			1,950
平成24年度	1,216	99	143	1	14	264	108	36	72	6			1,959
平成25年度	1,225	94	143	1	13	273	117	31	65	3	3		1,968
平成26年度	1,252	91	148	1	15	287	119	26	65	3	3		2,010
平成27年度	1,225	92	143	1	14	284	106	26	69	3	2		1,965
平成28年度	1,194	91	138	1	13	287	91	29	67	3	2		1,916
平成29年度	1,166	90	139	1	14	283	88	30	70	3	2		1,886
平成30年度	1,123	91	134	1	14	291	90	36	71	3	4	0	1,858
令和元年度	1,102	93	126	1	19	308	98	35	68	3	4	0	1,857
令和2年度	1,064	93	131	1	22	310	103	36	71	3	4	1	1,839
令和3年度	1,009	89	123	1	19	317	104	34	70	3	3	1	1,773
令和4年度	952	94	114	0	18	422	100	38	74	3	3	1	1,819

※区分：肝臓は、H25から、免疫はH30年から新設

③障がい程度別 身体障がい者(児)数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成10年度	330	276	270	219	107	71	1,273
平成11年度	350	275	277	233	101	72	1,308
平成12年度	348	281	284	237	105	67	1,322
平成13年度	360	276	294	253	108	68	1,359
平成14年度	374	258	273	277	111	64	1,357
平成15年度	401	276	266	298	120	62	1,423
平成16年度	459	320	332	360	143	71	1,685
平成17年度	380	346	379	399	147	79	1,730
平成18年度	372	339	381	408	157	86	1,743
平成19年度	484	317	352	413	153	87	1,806
平成20年度	474	299	345	414	139	87	1,758
平成21年度	508	312	377	445	146	92	1,880
平成22年度	528	302	378	459	152	101	1,920
平成23年度	457	301	411	521	156	104	1,950
平成24年度	457	302	409	538	149	104	1,959
平成25年度	458	291	421	550	147	101	1,968
平成26年度	473	286	433	553	162	103	2,010
平成27年度	466	273	403	541	174	108	1,965
平成28年度	455	262	400	521	172	106	1,916
平成29年度	438	255	395	521	175	102	1,886
平成30年度	431	254	392	515	164	102	1,858
令和元年度	469	244	379	504	159	102	1,857
令和2年度	472	237	374	500	153	103	1,839
令和3年度	459	226	361	483	153	91	1,773
令和4年度	505	205	365	504	143	97	1,819

④原因別 身体障がい者(児)数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	交通事故	労働災害	その他の事故	戦傷・戦病	戦災	先天的 疾病	後天的 疾病	合計
平成10年度	51	33	11	7	0	132	1,039	1,273
平成11年度	52	34	8	6	0	135	1,073	1,308
平成12年度	50	42	6	5	0	128	1,091	1,322
平成13年度	49	37	8	5	0	121	1,139	1,359
平成14年度	51	44	20	8	0	125	1,109	1,357
平成15年度	50	45	21	4	0	126	1,177	1,423
平成16年度	50	56	24	6	0	140	1,409	1,685
平成17年度	47	54	26	5	0	140	1,458	1,730
平成18年度	49	54	27	5	0	144	1,464	1,743
平成19年度	47	55	36	5	0	137	1,526	1,806
平成20年度	46	55	40	4	0	138	1,475	1,758
平成21年度	48	55	45	4	0	147	1,581	1,880
平成22年度	48	55	46	4	0	149	1,618	1,920
平成23年度	48	48	45	1	0	150	1,658	1,950
平成24年度	47	48	46	2	0	144	1,672	1,959
平成25年度	47	46	47	1	0	142	1,685	1,968
平成26年度	45	46	51	1	0	141	1,726	2,010
平成27年度	48	46	53	1	0	140	1,677	1,965
平成28年度	47	45	48	1	0	145	1,630	1,916
平成29年度	44	43	52	1	0	144	1,602	1,886
平成30年度	39	41	47	0	0	134	1,597	1,858
令和元年度	39	41	47	0	0	134	1,596	1,857
令和2年度	35	39	44	0	0	131	1,590	1,839
令和3年度	31	35	43	0	0	124	1,540	1,773
令和4年度	30	34	42	0	0	123	1,590	1,819

(2) 知的障がい者(児)

① 知的障がい者(児)数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	0～5歳	6～17歳	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	合計	人口	割合
平成10年度	13	36	91	49	4	3	196	43,218	0.45%
平成11年度	17	49	94	54	4	4	222	43,203	0.51%
平成12年度	15	52	97	52	4	4	224	43,095	0.52%
平成13年度	10	58	99	58	5	1	231	43,081	0.54%
平成14年度	12	54	104	60	5	5	240	43,214	0.56%
平成15年度	9	61	107	56	5	4	242	43,193	0.56%
平成16年度	5	66	120	63	5	6	265	43,065	0.62%
平成17年度	5	70	122	47	5	6	255	46,788	0.55%
平成18年度	8	69	133	42	8	3	263	46,487	0.57%
平成19年度	11	74	145	56	7	1	294	46,348	0.63%
平成20年度	10	74	145	67	8	3	307	46,132	0.67%
平成21年度	10	75	157	67	9	4	322	45,830	0.70%
平成22年度	6	79	161	71	11	3	331	45,638	0.73%
平成23年度	6	81	165	84	11	3	350	45,432	0.77%
平成24年度	4	81	175	87	13	3	363	45,062	0.81%
平成25年度	5	70	185	94	11	4	369	44,627	0.83%
平成26年度	3	70	185	118	15	6	397	44,206	0.90%
平成27年度	4	67	193	120	19	7	410	43,909	0.93%
平成28年度	8	73	193	121	19	8	422	43,530	0.97%
平成29年度	10	74	198	123	19	7	431	43,142	1.00%
平成30年度	12	71	200	128	20	6	437	42,544	1.03%
令和元年度	14	85	198	132	21	5	455	42,157	1.08%
令和2年度	8	72	195	149	23	8	455	42,006	1.08%
令和3年度	5	73	194	136	7	6	421	41,490	1.01%
令和4年度	7	64	194	124	10	4	403	41,048	0.98%

②障がい程度別 知的障がい者(児)数の推移

(単位：人) (各年度末現在)

	重度	中度	軽度	合計
平成10年度	77	82	37	196
平成11年度	88	93	41	222
平成12年度	95	90	39	224
平成13年度	98	92	41	231
平成14年度	101	94	45	240
平成15年度	102	93	47	242
平成16年度	110	118	63	291
平成17年度	93	104	58	255
平成18年度	94	103	66	263
平成19年度	104	110	80	294
平成20年度	92	135	80	307
平成21年度	106	125	91	322
平成22年度	110	126	95	331
平成23年度	116	130	104	350
平成24年度	122	128	113	363
平成25年度	121	132	116	369
平成26年度	128	143	126	397
平成27年度	131	147	132	410
平成28年度	137	145	140	422
平成29年度	139	139	153	431
平成30年度	139	144	154	437
令和元年度	145	141	169	455
令和2年度	147	143	165	455
令和3年度	126	128	167	421
令和4年度	119	120	164	403

(3) 精神障がい者(児)

① 疾病別 精神障がい者数(児)の推移 (医療費公費負担対象者)

(単位：人) (各年度末現在)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
統合失調症	措置入院		1	1				3	1		0	0	2	2	3	2	3	0	0	2
	医療保護入院	13	17	10	16	24	29	21	28	14	5	19	23	20	28	17	28	21	26	14
	自立支援医療	465	452	489	545	583	587	525	548	543	507	531	523	534	516	524	488	478	472	439
躁うつ病	措置入院										0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	医療保護入院	1	2	1		3	3	3	2	4	2	1	2	4	5	10	5	12	1	4
	自立支援医療	580	494	520	389	398	460	449	457	460	417	417	459	449	464	479	477	497	518	529
神経症・心因反応	措置入院										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療保護入院					1					2	2	4	3	5	1	2	1	3	1
	自立支援医療	41	15	16	23	16	22	20	40	43	43	45	54	60	68	63	54	52	57	48
てんかん	措置入院										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療保護入院	1	1								0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	自立支援医療	73	55	58	51	54	53	50	51	53	51	52	56	55	56	59	55	56	66	60
脳器質性精神障害	措置入院										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療保護入院	1	1								2	2	2	9	0	9	0	3	7	8
	自立支援医療	8		1	3						12	10	10	11	11	9	9	11	10	12
アルコール精神病	措置入院										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療保護入院		1	1	1	1	1		1	1	1	0	2	1	0	4	1	3	1	4
	自立支援医療	9	6	7	9	4	5	6	7	9	10	11	15	12	20	24	15	18	15	19
知的障害	措置入院										0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療保護入院						2		1	1	0	1	1	2	0	0	2	1	2	2
	自立支援医療		1	1	15	8	10	3	23	22	11	7	10	9	13	13	13	14	17	21
その他	措置入院										0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	医療保護入院	1	1	4	3	5	8	2	3		0	8	2	2	8	2	5	5	3	7
	自立支援医療	93	139	145	5	33	35	59	20	20	18	21	24	32	30	41	48	50	56	57
計	措置入院	0	1	1	0	0	0	3	1	0	0	0	2	2	4	2	3	0	1	3
	医療保護入院	17	23	16	20	34	43	26	35	20	12	33	36	41	46	44	43	46	43	40
	自立支援医療	1,269	1,162	1,237	1,040	1,096	1,172	1,112	1,146	1,150	1,069	1,094	1,151	1,162	1,178	1,212	1,159	1,176	1,211	1,185
合計	1,286	1,186	1,254	1,060	1,130	1,215	1,141	1,182	1,170	1,081	1,127	1,189	1,205	1,228	1,258	1,205	1,222	1,255	1,228	

(4) 難病患者

① 指定難病患者数

(単位：人) (各年度末現在)

各年度末現在	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
合計	209	217	225	231	238	247	275	292	300	310

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	326	377	374	312	303	303	338	346	348

3 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定された「中野市地域福祉計画」及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく「中野市障がい者計画」の策定にあたり、必要な措置を講ずるため、中野市地域福祉計画及び障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の内容に関する事項
- (2) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 住民代表
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者

3 市長は、前項第1号の委員を依頼するに当たっては、公募その他の適切な方法によって依頼するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から中野市地域福祉計画及び中野市障がい者計画策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項を別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

4 中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属団体
委員長	酒井 久	中野市社会福祉協議会
副委員長	中村 幹夫	中野市民生児童委員協議会
委員	平澤 大介	高水福祉会
委員	野村 裕子	北信総合病院
委員	足立 恒	佐藤病院
委員	鈴木 康弘	飯山公共職業安定所
委員	川橋 陽子	北信圏域障害者総合相談支援センター
委員	丸山 隆生	北信圏域障害者生活支援センター
委員	清水 美鶴	NPO法人ぱーむぼいす
委員	矢澤 則夫	中野市身体障がい者福祉協議会
委員	花岡 隆志	中野広域シルバー人材センター
委員	須藤 貴司	中野市青少年健全育成連絡協議会
委員	城本 早月	中野市ボランティア連絡協議会

第3次中野市障がい者計画

作成者：中野市健康福祉部福祉課

作成日：令和6年3月